

第二次丸亀市文化芸術基本計画（素案） 2

序 文

－ 丸亀市の歩みと歴史・文化・芸術 －

丸亀市は、香川県のほぼ中央に位置する人口約 11 万人の都市です。

北には風光明媚な瀬戸内海と点在する島々、南には讃岐山脈の山々が連なり、中央部には讃岐平野の田園風景が広がっています。そして、そこには標高 422m の讃岐富士がそびえ、土器川が流れ、多数のため池が点在する讃岐特有の景観が広がっています。

「丸亀」のおこりは、慶長年間に讃岐国の領主である生駒氏が丸亀城を築城したことに始まります。寛永 20 年（1643 年）に山崎氏が丸亀城を再建し、万治元年（1658 年）から幕末まで京極氏が城主となり丸亀城の整備を引継ぎ、城下町の整備を行います。江戸時代後期には、金毘羅参詣の入港として栄え、「うちわ」の生産が活性化し、現在では伝統産業として発展しています。中津万象園には御茶所と庭園が残り京極家の文化を伝えています。

明治維新後には、歩兵 12 連隊が置かれ、軍都として発展し、終戦後は香川県第 2 の都市として発展してきました。

平成の大合併により、平成 17 年 3 月 22 日に、丸亀市、綾歌町、飯山町が合併し、新「丸亀市」が新たに発足し、中・西讃地区では初めて人口が 10 万人を超えて、現在に至っています。

現在、丸亀城跡は、内堀以内が国指定史跡となっており、高さ日本一の石垣を有する「石垣の名城」と名高く、本市のシンボルとして多くの人々が訪れる観光地となり、市民が憩う都市公園となっています。石垣の頂に行くにつれ垂直になるよう独特の反りを持たせる「扇の勾配」は見るものを魅了し、その石垣に鎮座する天守は現存天守 12 城の一つです。残念ながら平成 30 年 7 月の豪雨により、石垣の一部が崩落し、現在は全力を挙げて復旧作業に取り組んでいます。

また、近年、香川県は「アート県」として世界から注目されています。本市には J R 丸亀駅前に谷口吉生氏設計の「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」があり、歴史と伝統のある丸亀城とは対照的に、現代アートにより全国から人々が集う環境が整っています。

さらに、本島は、古くから塩飽諸島の中でも海上交通の重要な地点となっており、塩飽水軍の中心地となっていました。現在では、3 年に一度、日本を代表する芸術祭の一つとも言える「瀬戸内国際芸術祭」の会場になっており、島の自然と現代アートを求め、国内外から多くの方が訪れる場所となっています。

これらの丸亀市特有の文化芸術は、これまで市民が主体的に文化芸術を受容し、創造、発展させ発信してきたことで、現在まで脈々と継承されており、市民生活の営み、歴史・文化・自然景観などにおいて「豊かさ」や「ゆとり」「美しさ」の感じられる、平和で豊かなまちづくりの礎となっています。

目 次

第1章 策定の概要	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 本計画の位置付け	3
第3節 計画期間	4
第4節 策定体制	5
第5節 対象となる文化の範囲	6
第2章 策定の背景	7
第1節 文化芸術を取り巻く社会の状況	7
第2節 国の文化政策	8
第3節 県の文化政策	8
第4節 丸亀市の文化芸術の現状と課題	9
第3章 本計画の構成	20
第1節 基本理念	20
第2節 基本方針	22
第3節 施策の体系	24
第4章 施策展開	25
第1節 〈基本方針1〉文化芸術に触れる機会の充実	26
第2節 〈基本方針2〉文化芸術の多様な価値の創造	27
第3節 〈基本方針3〉文化芸術による多様なつながりの創出	28
第4節 〈基本方針4〉歴史・文化の継承と発展	29
第5章 本計画の推進体制	30
第6章 本計画の進行管理	31
資 料	
丸亀市文化芸術基本条例	34
丸亀市文化芸術推進審議会委員名簿	37
第一次計画の指標の進捗状況・評価	39
丸亀市文化芸術基本計画に関するアンケート調査報告書	41

第1章

策定の概要

第1節 策定の趣旨

文化芸術は、私たちの心のありようからその創りあげるものに至るまで、日常生活に深く根ざしており、安らぎと潤いをもたらし、創造性と表現力を高めるものとして重要な意義を持ちます。また、文化芸術を通して人々が集い、語り合うことによって、互いを理解して尊重し、多様性を受け入れる心豊かな社会の形成に寄与します。さらに、文化芸術活動から生み出される新たな需要や高い付加価値は、経済や産業の発展にも貢献してきました。こうした文化芸術が持つ価値は、平成29年の「文化芸術基本法」改正により、「本質的価値(*1)」と「社会的・経済的価値(*2)」として示されました。

本市では、文化芸術の重要性を踏まえ、令和4年に制定された「丸亀市文化芸術基本条例」において、社会の変化や時代の流れに左右されることなく、将来にわたって文化芸術を推進することとしています。

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには、社会環境や市民ニーズの変化への対応が不可欠です。このことから、上位計画である「丸亀市総合計画(*3)」策定を踏まえ、「**第二次丸亀市文化芸術基本計画**」を新たに策定することといたしました。

(*1) 本質的価値

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの
- ・国際化が進展する中であって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの

(平成30年閣議決定「文化芸術推進基本計画(第1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等)」より抜粋)

(*2) 社会的・経済的価値

- ・他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するもの。
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの。
- ・科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの。
- ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの。

(平成30年閣議決定「文化芸術推進基本計画(第1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等)」より抜粋)

(*3) 丸亀市総合計画

本市におけるまちづくりの理念を示した計画。

■「第二次丸亀市文化芸術基本計画」策定までの歩み

平成 17 年(2005)	国の「文化芸術振興基本法」などを背景として、「丸亀市文化振興条例」を制定
平成 18 年(2006)	条例に基づき「丸亀市文化振興基本計画」を策定
平成 29 年(2017)	「第 2 次丸亀市文化振興基本計画」を策定
令和 4 年(2022)	国の「文化芸術基本法」などを背景として、「丸亀市文化振興条例」を「丸亀市文化芸術基本条例」に改正
令和 4 年(2022)	「丸亀市文化芸術基本計画」を策定
令和 8 年(2026)	「第二次丸亀市文化芸術基本計画」を策定 本計画

第2節 本計画の位置付け

本計画は、「丸亀市文化芸術基本条例」第6条(*1)に規定された基本計画です。上位計画である「丸亀市総合計画」の下に位置付けられる分野別計画の一つであり、「丸亀市教育大綱(*2)」における文化関連施策を具体的に推進するための計画となります。

また、各施策の効果的な推進のため、本市の福祉、教育、生涯学習、まちづくり、国際交流、観光、産業等の分野別計画と連携し、整合性を図ることとしています。

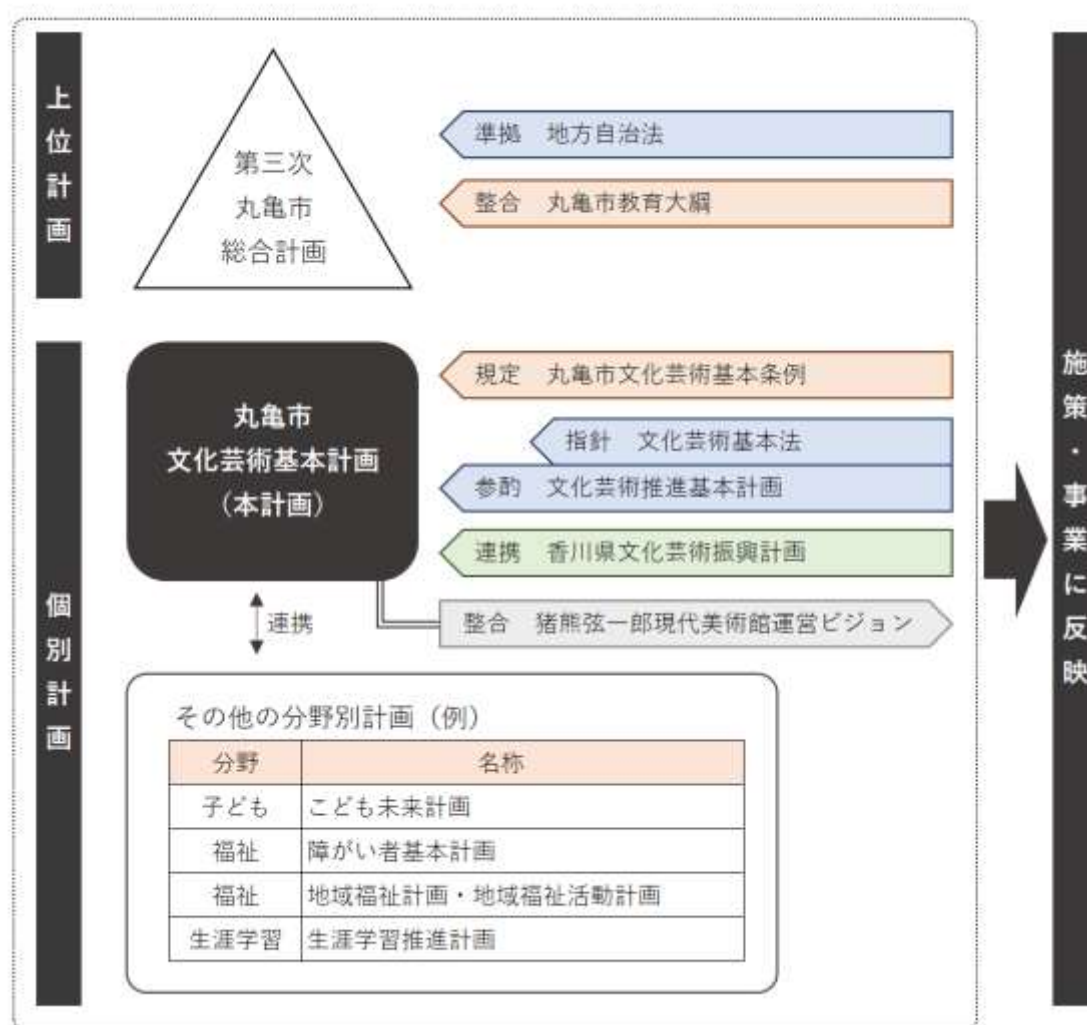
(*1) 丸亀市文化芸術基本条例第6条（抜粋）

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本計画を定めなければならない。

(*2) 丸亀市教育大綱

教育基本法に規定される基本的な方針を踏まえ、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や方向性を定めたもの。

■ 本計画の位置付けのイメージ



第3節 計画期間

本計画の期間は、上位計画である「総合計画」との整合性を図るため、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。



第4節 策定体制

本計画の策定にあたっては、審議会や教育委員会、関係各課からの意見に加え、市民アンケート調査結果等により、多角的な視点を取り入れ、策定を行います。

■丸亀市文化芸術推進審議会による審議

「丸亀市文化芸術基本条例」第7条2(*1)に基づき設置する審議会は、学識経験者、文化芸術団体、教育事業者、地域の子育て関係団体など、文化芸術の推進に関わる各分野で豊富な経験を持つ委員で構成され、専門的な見地から検討・審議を行い、答申を計画に反映します。

(*1) 丸亀市文化芸術基本条例第7条2（抜粋）

市は、法第37条の規定に基づき、次に掲げる事項を調査及び審査するため、丸亀市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 文化芸術の推進に係る重要事項に関すること。

■教育委員会、関係各課からの意見聴取

文化芸術基本法第7条2第2項(*2)の規定に基づき、教育委員会からの意見聴取を行います。また、関係各課からのヒアリング調査を実施します。

(*2) 文化芸術基本法第7条2第2項（抜粋）

特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

■市民アンケート調査の実施

市民の意見や考え方を反映するための基礎調査を行います。「丸亀市文化芸術基本計画に関するアンケート」等の調査結果を、審議会における議論の資料とし、本市の文化芸術の現状や今後の方向性といったニーズを把握するために活用します。

■パブリックコメントの実施

市民からの幅広い意見の集約を図るため、パブリックコメントを実施します。

第5節 対象となる文化の範囲

国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)」では、文化を「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体」と捉えており、文化の範囲は多岐にわたります。

そこで、本計画で指す文化の範囲については、国の「文化芸術基本法」第8条から第14条までを参考に下の区分とします。

■文化芸術基本法を参考にした文化の分野区分

芸術	:文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	:映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	:雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統的な芸能
芸能	:講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化、国民娯楽及び出版物等	:生活文化（茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化） :国民娯楽（囲碁、将棋その他国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等
文化財等	:有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術の振興	:各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援 :地域固有の伝統芸能、民俗芸能

第2章

策定の背景

第1節 文化芸術を取り巻く社会の状況

日本では少子高齢化と人口減少が進み、地域コミュニティの衰退や文化芸術の担い手不足の問題が指摘されています。単身世帯の増加や都市への人口流出により、人々のつながりが希薄化し、伝統行事などの地域文化の継承や、社会的孤立・孤独感の増大によって引き起こされる問題も深刻化しています。

また、グローバル化とデジタル技術の進展に伴い、国境を越えた文化交流や情報発信が容易となり、多様な文化芸術活動の展開が可能となっています。こうした中、国内外の多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっています。

近年は将来の予測が困難な時代であり、新型コロナウイルス感染症の流行は、対面型イベントの中止など文化芸術分野に甚大な影響を与えました。この危機を契機に、強靱な社会の構築と持続可能な社会の創り手の育成が求められるとともに、文化芸術の価値や「ウェルビーイング」の重要性が再認識されています。経済的豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康を重視するウェルビーイングの考え方が浸透し、誰一人取り残さない共生社会の実現は重要な課題です。

こうした状況下で、文化芸術は多様な価値を生み出すとともに受容し、人と人のつながりをつくる機能を備えており、社会の持続可能性と人々の幸福に寄与する役割が期待されています。

第2節 国の文化政策

平成13年に制定された「文化芸術振興基本法」の目的は、文化芸術に関する活動を行う団体や人々の自主的な活動を促進することを基本として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することとされました。以降、国は文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めた基本方針（第1次～4次）を策定してきました。

平成29年には「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が新たに制定されました。この法律では、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、教育、福祉、産業、国際交流等の文化関係施策を取り込んだ、文化芸術に関する施策の総合的・計画的な推進という方向性が示されています。以降、国は「文化芸術基本法」の規定に基づき、「文化芸術推進基本計画」（第1期～2期）を策定しています。

■第一次計画の策定時点(令和4年度)から進展があった主な政策（一例）

年 月	法律・基本方針等	主な事項
令和5年3月 (策定)	文化芸術推進基本 計画(第2期)	対象期間：令和5年度～令和9年度 趣旨：文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期 基本計画期間の成果と課題を踏まえ、7つの重 点取組と16の施策群を掲げ、施策の着実かつ 円滑な実施に必要な取組を示している。
令和5年3月 (策定)	障害者による文化 芸術活動の推進に 関する基本的な計 画(第2期)	対象期間：令和5年度～令和9年度 趣旨：合理的配慮の提供とそのための情報保障 や環境整備に留意しつつ、活動の裾野を広げ、 地域における基盤づくりを進める観点から、第 2期の計画期間において念頭に置くべき目標を 設定している。

第3節 県の文化政策

香川県は、平成19年に「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」を制定して以降、文化芸術の振興の目標や基本的な方針、重点的に実施する事業などを明らかにした「香川県文化芸術振興計画」（第1期～4期）を策定しています。

特に、第3期計画の基本的な方針の一つ「文化芸術による地域づくり」では、国際的な知名度を有する「瀬戸内国際芸術祭」など、香川県の特色ある文化芸術を生かした国内外の人々との交流や地域の活性化につながる取組を進めることとしています。

第4節 丸亀市の文化芸術の現状と課題

この節では、「第1節 文化芸術を取り巻く社会の状況」を踏まえ、第一次計画の取組結果(*1)と、対応する市民アンケート結果(*2)から、丸亀市の文化芸術の現状と、文化芸術の分野からアプローチが可能な課題を抽出し、計画見直しの検討材料とします。

次頁からは、第一次計画における5つの基本方針および施策ごとに振り返りを行い、今後の対応を検討します。

【計画期間：令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）】

(*1) 第一次計画の取組結果

詳細は39P「第一次計画の指標の進捗状況・評価」を参照。

第一次計画で設定された13項目の指標の実績値の推移を示している。

(*2) 市民アンケート結果

詳細は41P「丸亀市文化芸術基本計画に関するアンケート調査報告書」を参照。

市民の文化芸術の現状や感じていることを把握するため、令和7年7月に、無作為に抽出した18歳以上の市民を対象に実施した。（調査対象者数：3,000人、回収総数：902、回収率：30.1%）。

基本方針 1 市民主体の文化芸術の推進（第一次計画）

- 基本的施策 1-(1) 市民の文化芸術に触れる機会の充実
- 基本的施策 1-(2) 市民の文化芸術交流活動の支援
- 基本的施策 1-(3) 子どもたちの文化芸術活動の充実

現状・課題	<u>市民の文化芸術に触れる機会</u> コロナ禍ではアウトリーチ事業を積極的に行っていたが、収束後はインリーチ事業にも力を入れ、市民の日常的な文化施設等への来訪を促し、文化芸術に触れる機会の拡大を図っている。 <u>市民の文化芸術交流活動</u> 「芸能フェスタ丸亀」等のイベントのほか、マルタスでの市民活動団体主催事業等による交流活動が活発に行われている。 <u>文化芸術活動の担い手不足</u> 文化芸術活動を担う人材の高齢化等により、将来の担い手の不足が課題となっている。 <u>子どもの文化芸術活動</u> 年齢に合わせた鑑賞機会・体験イベントを実施することで、子どもの非認知スキルを伸ばし、文化芸術への興味関心を高めている。保育所等への芸術家派遣事業については、物価高騰による芸術士の派遣料単価の上昇が課題となっている。
今後の対応の検討	<u>文化芸術活動の担い手不足</u> 文化クラブ体験会(※)を開催し、将来の担い手育成とあわせて世代間の交流を生み出し、子どもを中心とした若い世代の文化芸術活動への参加・参画に繋がる取組を強化する。 ※文化クラブ体験会…中学校部活動の地域展開を見据え、文化協会の会員が講師として様々な文化芸術の指導に協力する体験イベント。 <u>子どもたちの文化芸術活動</u> 芸術家派遣事業など、子どもの文化芸術活動に関わる事業については、持続的に行われるよう予算確保や運用見直しを行う。

【第一次計画の取組結果より】

成果指標名	基準値 (39P 参照)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値 (R7 年度)
丸亀市綾歌総合文化会館の利用者数	131,878 人	99,361 人	131,278 人	124,933 人	150,000 人
アウトリーチ事業への参加者数	5,079 人	5,320 人	3,404 人	2,476 人	5,500 人
丸亀市で活動する市民活動のうち「学術、文化、芸術又はスポーツ」を主な活動分野とする件数	71 件	82 件	78 件	75 件	93 件

【市民アンケート調査結果より】

[問 35] 誰もが文化芸術に触れる機会を拡充するために必要な取組
市民の文化芸術に触れる機会 「文化事業の鑑賞機会の充実（公演、展覧会、芸術祭など）」が 47.1%で最も高く、次いで「文化施設の整備・充実（ホール、劇場、美術館、博物館など）」が 39.6%、「身近な場所での文化芸術イベントの開催（ワークショップなど）」が 35.4%と続いている。
[問 34] 文化芸術がもたらす効果
子どもたちの文化芸術活動 「人間性を豊かにする」が 58.9%で最も高く、次いで「日常生活に潤いを与える」が 42.6%、「新しい仲間に出会い、交流が生まれる」が 41.5%と続いている。
[問 28] 子どもの文化芸術体験に必要な取組
子どもたちの文化芸術活動 「鑑賞機会の充実（学校や地域の文化施設における公演や展示など）」が 45.2%で最も高く、次いで「文化芸術に親しむきっかけの提供（音楽祭や演劇祭など、地域の文化的行事）」が 38.2%、「学習機会の充実（地域の美術、歴史的な建物や遺跡などについて）」が 29.4%と続いている。

基本方針 2 多様な文化芸術の創造（第一次計画）

- 基本的施策 2-(1) 文化芸術による新たな価値の創造・発信
- 基本的施策 2-(2) 文化芸術の担い手の育成・支援

現状・課題	質の高い文化芸術の提供 綾歌総合文化会館では、優れた舞台芸術等の鑑賞機会を提供するため、継続的に鑑賞型事業を行っている。 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の利用者数 美術館は質の高い文化芸術の提供に努めているが、安定した利用者数が確保できておらず、話題性の高い企画展の有無によって増減する傾向にある。また、市民の利用者数が少なく、全体数の1割に満たないことも課題となっている。 子どもの文化施設への来館促進 美術館では「親子でMIMOCAの日」や「開館記念イベント」で観覧料を無料にして、子どもと保護者の来館を促している。また、市内の小学3年生の来館プログラムを実施している。 文化芸術の担い手の育成・支援 令和5年度までは、地域の次世代を担う若手の文化芸術人材の育成を目的とした補助金制度を実施した。令和6年度からは、若手に限らず対象を広げ、地域課題の解決や新たな価値の創出、地域のつながりづくりなど、文化芸術を通じて地域に貢献する取り組みを支援する「文化振興事業協議会補助金」へと制度を改めた。 文化芸術の新たな価値を創造する事業や文化芸術的手法で社会課題の解決に取り組む事業に補助を行い、市民が文芸芸術に触れる機会の提供や文化芸術の担い手の支援を行っている。
今後の対応の検討	丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の利用者数 安定した利用者数を確保するため、質の高い展覧会や多彩なプログラムの企画、周知広報を強化する。また、市民の利用者数の改善を図るため、「市民割」の周知に努める。子どもの鑑賞体験をきっかけにした来館促進は、今後も継続して行う。 若手芸術家の育成・支援 将来的に地域の文化芸術を支える若手芸術家に対して、市や外郭団体による事業を通じて活動の場を広げるとともに、支援のあり方や機会の創出について取り組みを進めていく。

【第一次計画の取組結果より】

成果指標名	基準値 (39P 参照)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値 (R7 年度)
丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の利用者数	138,159 人	100,667 人	112,893 人	108,497 人	140,000 人
若手芸術家支援事業採択者による事業回数	3 件	6 件	5 件	3 件	8 件

【市民アンケート調査結果より】

〔問 29〕鑑賞のための文化施設の利用状況 質の高い文化芸術の提供 1 年間での文化施設の利用回数について、「年 1～3 回」が 49.3%で最も高く、次いで「0 回」が 33.7%、「年 4～11 回」が 11.1%と続いている。
〔問 32〕文化施設の重要性 質の高い文化芸術の提供 お住まいの地域の文化的な環境に満足している理由について、「美術館やホール等の文化施設が身近にある」が 32.4%で最も高く、次いで「よく知られた歴史的な建物や遺跡がある」が 28.1%、「市民（団体・サークルを含む）の文化芸術活動が盛んである」「美術館やホール等の文化施設が充実している」がともに 24.6%と続いている。
〔問 36〕多様な文化芸術が創造されるために必要な取組 文化芸術による新たな価値の創造 「猪熊弦一郎現代美術館や綾歌総合文化会館(アイレックス)等での専門性の高い企画展・公演の充実」が 38.4%で最も高く、次いで「国内外の著名な文化芸術活動家・団体を招いたイベント」が 32.8%、「市民が文化芸術の創作に参加できるワークショップの開催」が 23.5%と続いている。

基本方針 3 文化芸術を生かしたまちづくり（第一次計画）

- 基本的施策 3-(1) 文化芸術の持つ社会包摂機能の活用
- 基本的施策 3-(2) 新市民会館の整備
- 基本的施策 3-(3) 観光・産業等と文化芸術の連携
- 基本的施策 3-(4) パブリックアートを生かしたまちづくり

現状・課題	文化芸術の持つ社会包摂機能の活用 目標回数を大きく上回る回数の取組を実施できている。多様な人が参加するコミュニケーションワークショップなど、市民が作り手として文化芸術に関わる機会を創出することで、世代を超えた交流につながっている。 新市民会館の整備 令和 8 年 9 月開館を目指して新市民会館の工事を進めている。開館後の運営を見据え、施設の設置目的を達成するための実践的な文化芸術事業として、小学校や未就学児向けに音楽やダンス、演劇のワークショップを実施している。
今後の対応の検討	新市民会館の整備 市民会館の開館を控え、設置理念の共有、市事業の引継ぎ、管理運営の仕組みや体制構築など、多岐にわたる膨大な業務を着実に実施するために、指定管理者との連携をさらに密にする必要がある。また、引き続き設置目的を踏まえた事業として、障がいの有無に関わらず多様な方が鑑賞できる公演の実施や、様々な分野を繋げながら社会課題にアプローチするという文化芸術の可能性を考えるアーティスト・コーディネーター養成講座を開催し、人材育成を行っていく。 今後は、認知度を高め、市民の関心や愛着、開館への機運醸成に努める。

【第一次計画の取組結果より】

成果指標名	基準値 (39P 参照)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値 (R7 年度)
新市民会館の供用開始	－	1%	15%	38%	100%
文化芸術の社会包摂機能を生かした取組の実施回数	3 回	6 回	17 回	24 回	10 回

【市民アンケート調査結果より】

[問 17] 孤独感を感じる程度
文化芸術の持つ社会包摂機能の活用 日頃の生活の中で、どの程度、孤独であると感じることがあるかについて、「まったく」が 46.3%で最も高く、次いで「ときどきある」が 45.8%、「常にある」が 6.3%と続いている。「ときどきある」と「常にある」の合計は 52.1%となっている。
[問 14] 気軽に話せる相手の有無
文化芸術の持つ社会包摂機能の活用 日頃、気軽に話せる相手について、「いる」が 89.8%、「いない」が 9.8%となっている。
[問 37] 文化芸術を通じて多様なつながりが生まれるために必要な取組
文化芸術の持つ社会包摂機能の活用 「市民が主体的に交流できる場（マルタス等）の提供」が 39.8%で最も高く、次いで「孤立しがちな人々が参加しやすい文化芸術事業の提供」が 32.4%、「イベントの企画運営などで若者が参加・参画できる仕組みづくり」が 29.0%と続いている。

基本方針 4 歴史・文化の継承（第一次計画）

- 基本的施策 4-(1) 伝統文化の普及・継承・発展
- 基本的施策 4-(2) 文化財等の保存・活用・継承
- 基本的施策 4-(3) 暮らしに根付く文化の再評価
- 基本的施策 4-(4) 文化芸術に関する学術研究等の推進

現状・課題	文化財等の保存・活用・継承 丸亀城石垣の復旧等、文化財の保護を着実にやっている。天守では、入場料を大人 400 円に増額して亀山公園管理費等の充実を図るとともに、中学生以下を無料とし、教育の場としても活用しやすい環境を整えている。また、城泊事業を令和 6 年度から開始している。 令和 6 年度の歴史と美術工芸の分野による企画展では、ニッカリ青江の公開と城泊事業や地元事業者と連携することで、全国から多くの観光客を誘致し、地域振興に貢献している。 笠島伝統的建造物保存地区など一部の歴史的・文化的資源については、住民の高齢化や過疎化に伴う適正な保存と活用が課題となっている。 暮らしに根付く文化の再評価 「文化財めぐり」では、小学 6 年生が本島、中学 1 年生が丸亀城や中津万象園を訪問し、市内の貴重な文化財に出合う活動を通して、ふるさとへの愛着と誇りを育んでいる。 文化芸術に関する学術研究等の推進 快天山古墳の発掘調査では、史跡の価値を理解する上で重要な知見が得られたほか、現地見学会を通じて市民に周知し、史跡に関する理解と関心を高められている。
今後の対応の検討	文化財等の保存・活用・継承 笠島伝統的建造物保存地区の空き家・老朽家屋の維持管理については、NPO 法人等と連携し、物件所有者への働きかけを行うなど、適正な保存と活用に努める必要がある。

【第一次計画の取組結果より】

成果指標名	基準値 (39P 参照)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値 (R7 年度)
文化財施設の利用者数	158,515 人	150,324 人	151,983 人	170,186 人	207,000 人
市指定文化財の修理件数	5 件	2 件	3 件	3 件	6 件
伝統文化事業の件数	5 件	5 件	5 件	5 件	6 件

【市民アンケート調査結果より】

[問 21]地域の伝統的な芸能や祭りへの参加状況
伝統文化の普及・継承・発展 この1年間に実践した文化芸術活動の内容は、「参加（地域の伝統的な芸能や祭り）」が8.4%、「習い事の受講（音楽、バレエ、ダンス、美術など）」が4.7%、「出演（音楽の演奏、演劇・舞踊・映画など）」が3.7%と続いている。
[問 32] 歴史的な建物や遺跡が地域にあることの重要性
文化財等の保存・活用・継承 お住まいの地域の文化的な環境に満足している理由について、「美術館やホール等の文化施設が身近にある」が32.4%で最も高く、次いで「よく知られた歴史的な建物や遺跡がある」が28.1%、「市民（団体・サークルを含む）の文化芸術活動が盛んである」「美術館やホール等の文化施設が充実している」がともに24.6%と続いている。
[問 37]地域の歴史・文化が継承・発展していくために必要な取組
暮らしに根付く文化の再評価 「丸亀市の文化財や歴史資料に触れる機会の充実」が49.2%で最も高く、次いで「地域の食文化、伝統文化、伝統行事を体験できる機会の充実」が37.4%、「学校教育と連携した郷土学習の充実」が34.1%、「丸亀市の歴史的建造物や景観の保全と活用」が29.8%、「市民が地域の歴史・文化を再認識できるイベント（講座等）の実施」が23.7%と続いている。

基本方針 5 多様な文化交流による魅力発信（第一次計画）

- 基本的施策 5-(1) 瀬戸内国際芸術祭を通じた広域的な交流の促進
- 基本的施策 5-(2) 国内外と交流のできる環境づくり
- 基本的施策 5-(3) 国内外への文化芸術に関する情報発信

現状・課題	瀬戸内国際芸術祭を通じた広域的な交流の促進 芸術祭の会期外にも、魅力を発信するため、香川県と連携して芸術祭作品の特別公開を実施している。この期間中には、親子を対象としたツアーを実施し、本島や文化芸術への関心を高めている。さらに、芸術祭の運営に関わる人材の確保を目的に、ボランティアガイド養成講座を開催している。 芸術祭を控えた令和6年度には、笠島漁港の浮桟橋を改良し、芸術祭期間中の来島者受け入れ体制の強化に加え、緊急時の活用を見据えて島民の生活利便性向上にもつなげている。 本島では人口減少が著しく、高齢化も進んでいることから、芸術祭開催に伴う担い手の確保や受け入れ環境整備等について持続可能な芸術祭の在り方が課題となっている。 国内外と交流のできる環境づくり 市内の中高生と姉妹都市の学校とのオンライン交流会や、交流都市を紹介するパネル展、外国人向けの生け花講座などによって日本文化を体験してもらい、異文化理解の機会を提供している。 観光分野については、多くの観光客が市内に滞在せず、市外へ流れる「通過型観光」が課題となっている。 国内外への文化芸術に関する情報発信 「丸亀うちわ」のパンフレットを多言語化するなど、地域の文化資源を活用した情報発信に努めている。また、観光協会ホームページや観光パンフレット、市内飲食店のメニューなどを多言語化し、外国人観光客への情報提供を強化している。
今後の対応の検討	瀬戸内国際芸術祭を通じた広域的な交流の促進 芸術祭開催に伴う担い手の確保や受け入れ環境整備等については、2025 開催の芸術祭の振り返りを元に検討する必要がある。 国内外と交流のできる環境づくり 「通過型観光」に対しては、丸亀での宿泊を促進する施策が必要となっている。

【第一次計画の取組結果より】

成果指標名	基準値 (39P 参照)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値 (R7 年度)
瀬戸内国際芸術祭本島会場への来場者数	27,469 人	17,679 人	-	-	28,000 人
市を訪れた観光客数	294.5 万人	348 万人	341 万人	329.9 万人	360 万人
ホームページ閲覧回数	1,102,388 件	1,188,761 件	1,414,853 件	1,677,988 件	1,210,000 件

【市民アンケート調査結果より】

[問 34]文化芸術がもたらす効果
国内外と交流のできる環境づくり 「人間性を豊かにする」が 58.9%で最も高く、次いで「日常生活に潤いを与える」が 42.6%、「新しい仲間に出会い、交流が生まれる」が 41.5%と続いている。

第3章

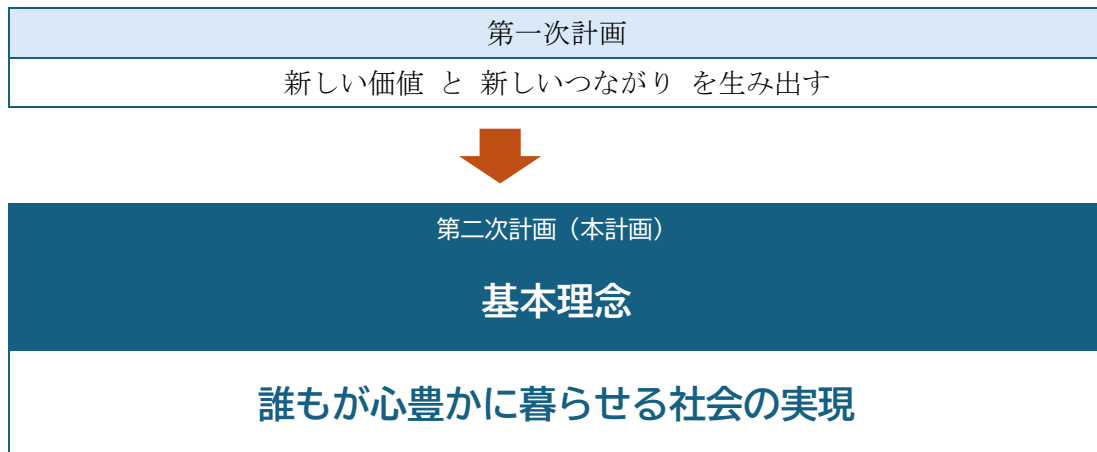
本計画の構成

本計画は、基本理念に沿って、4つの基本方針と、その達成に向けた基本的施策により構成されます。

また、各基本方針には、達成すべき状態を示す基本目標を設定します。

第1節 基本理念

■基本理念（第一次計画との比較）



本計画の基本理念を「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」と定めます。

これは、国の「文化芸術推進基本計画(第2期)」前文の、文化芸術が「心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉」という考えを踏まえたものです。

第一次計画の基本理念「新しい価値新しいつながりを生み出す」における、つながりが増えるほど多くの価値に出会えるという価値創造のサイクルの側面については、新しい基本理念を実現するため基本方針の中で位置付けていきます。

基本理念 誰もが心豊かに暮らせる社会の実現

丸亀市文化芸術基本条例は、「多様性に寛容で活力ある社会を実現することで、丸亀の地が潤い豊かな文化のまちへ歩み続ける」ことを目指して制定されました。

本計画では、「ウェルビーイング(*1)」を意識した基本理念に沿って、文化芸術の持つ価値を生かした施策を推進します。

文化芸術の持つ価値には、精神的な安らぎや人と人のつながりを生む「本質的価値」と、経済や地域の活性化に貢献する「社会的・経済的価値」の2つの重要な側面があります。(1 ページの*1, 2 参照)

将来の予測が困難な時代においては、人の価値観は、「心の豊かさ」よりも「物の豊かさ」を重視する傾向にあります(*2)が、どのような状況下でも、文化芸術の持つ価値を見失わないよう意義を明確に示し、将来にわたって文化芸術が推進されるよう取り組みます。文化芸術の灯が消えることのないよう守り、道しるべとすることで、誰もが心豊かに暮らせる社会を築いていきます。

(*1) ウェルビーイング

- ・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- ・多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる状態にあることも含む概念。

(令和5年閣議決定「教育振興基本計画」リーフレットより抜粋)

(*2) 資料「国民の生活に関する世論調査」(令和7年8月)

今後の生活において、これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさかについて聞いたところ、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」と答えた者の割合が52.6%、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた者の割合が46.2%となっている。

これは第一次計画において引用した令和元年6月調査結果(「心の豊かさ」62.0%「物の豊かさ」29.6%)と比較して、「物の豊かさ」と答えた者の割合が増加している。

(3) これからは心の豊かさか。まだ物の豊かさか

問 14. あなたは、今後の生活において、心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたいと思いますが、それとも物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたいと思いますか。(〇は1つ)

令和7年8月調査(速報)

該当者数	心の豊かさやゆとりのある生活(小計)*	1. 心の豊かさやゆとりのある生活*	2. どちらかといえば心の豊かさやゆとりのある生活*	物質的な面で生活を豊かにする(小計)*	3. どちらかといえば物質的な面で生活を豊かにする*	4. 物質的な面で生活を豊かにする*	無回答
人	%	%	%	%	%	%	%
2,729	52.6	10.4	42.2	46.2	29.5	16.7	1.1

*の回答数は一部省略のあることを示している。

第2節 基本方針

■基本方針（第一次計画との比較）

第一次計画
【基本方針1】市民主体の文化芸術の振興 【基本方針2】多様な文化芸術の創造 【基本方針3】文化芸術を生かしたまちづくり 【基本方針4】歴史・文化の継承 【基本方針5】多様な文化交流による魅力発信



第二次計画（本計画）
基本方針
【基本方針1】文化芸術に触れる機会の充実 【基本方針2】文化芸術の多様な価値の創造 【基本方針3】文化芸術による多様なつながりの創出 【基本方針4】歴史・文化の継承と発展

基本理念「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」に沿って、第一次計画の体系を見直し、基本方針を設定します。

見直しにあたり、第一次計画で用いられていた「まちづくり」という表現は、上位計画の「丸亀市総合計画」で包括的に扱われており、本計画の各方針や施策においても踏まえらるることから、基本方針としては個別に明記しないこととしました。

これらの基本方針は、国の「文化芸術推進基本計画(第2期)」に示された中長期目標とも連動しており、国の政策との整合性を保ちながら施策を展開します。

基本方針 1 文化芸術に触れる機会の充実

誰もが文化芸術に気軽に触れ、体験できる環境づくりを、教育機関や文化芸術に関わる人材・団体と連携して進めます。鑑賞から発表まで、文化芸術が身近に感じられる環境の中で、創造的な活動に親しむ人を増やすことで、豊かな感性や想像力などの非認知能力が育まれることを目指します。

基本方針 2 文化芸術の多様な価値の創造

文化芸術は、インスピレーションを起点に、多様な価値を創造する力を備えています。国内外の質の高い文化芸術に触れる機会を広げることで、人は未知の美しさや価値に刺激を受け、新しい視点や感性を得ることができます。また、他者と出会い対話することによって、自分だけでは成し得なかった価値を創出することもできます。多様な価値が創造される過程で、文化芸術そのものの質が高められるだけでなく、多様な価値観への寛容性、環境への適応力が育つ社会の形成を目指します。

基本方針 3 文化芸術による多様なつながりの創出

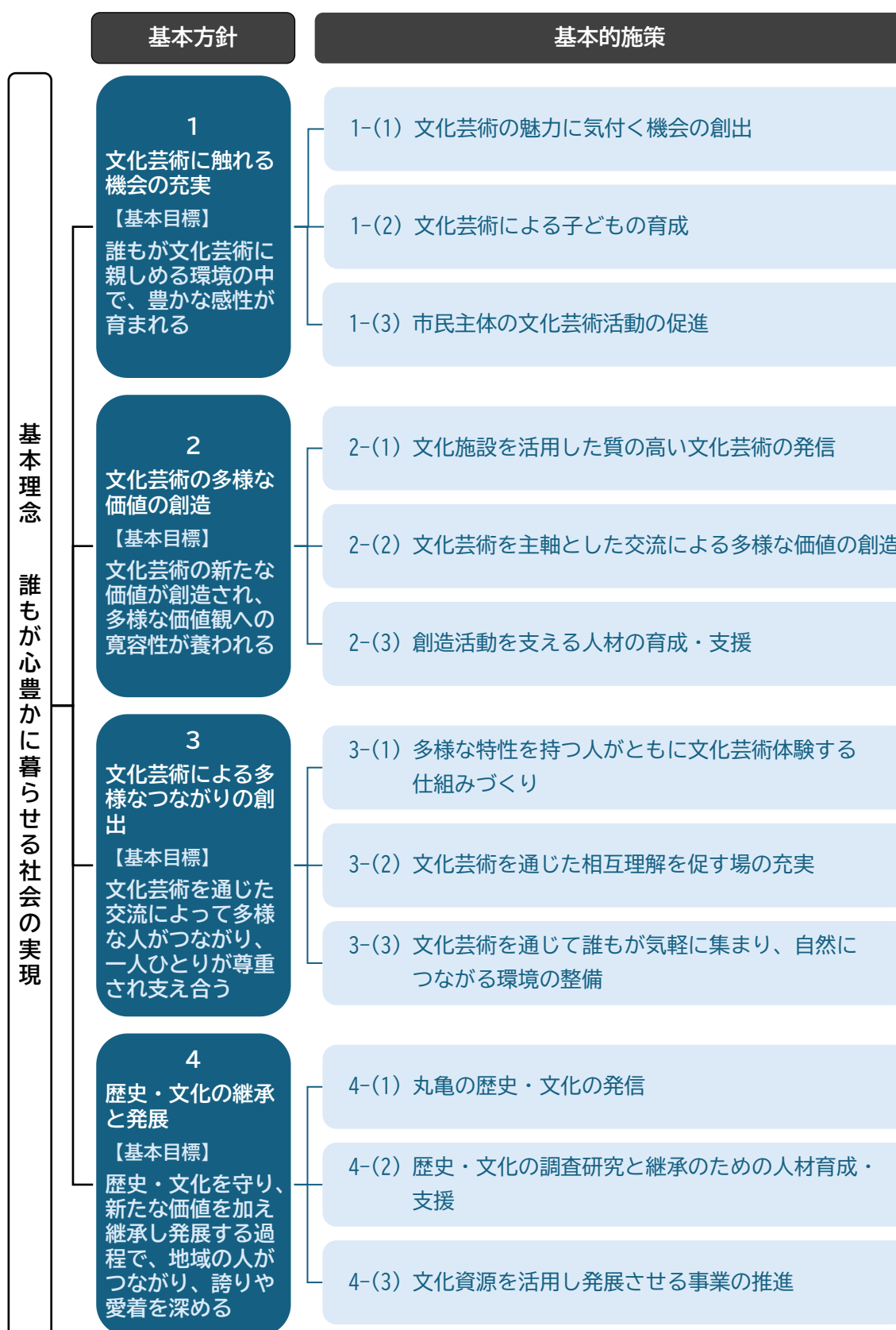
文化芸術は、違いのある人々を、違いを尊重したまま受け入れ、つながる力を備えています。誰もが文化芸術を通じた交流や学びの場を持つことで、相互理解が深まるとともに、そこで生まれるつながりは、孤独や孤立といった社会的課題へのアプローチにもなります。こうした文化芸術の力を活用し、多様なつながりを創出することで、一人ひとりが尊重される共生社会の形成を目指します。

基本方針 4 歴史・文化の継承と発展

地域の暮らしに根ざした歴史・文化は、人々にとって大切な心の拠りどころです。保存と継承に着実に取り組むとともに、多様な人材や団体等と連携・協働し、持続可能で回復力のある文化コミュニティの形成を図ります。また、蓄積された文化芸術関連の研究成果によって、文化資源を適切に保存し、新たな価値を加えて継承し発展する過程で、地域の人がつながり、愛着や誇りを深めることを目指します。

第3節 施策の体系

本計画の「基本理念」「基本方針」「基本目標」「基本的施策」を体系図で表します。



第4章

施策展開

基本理念「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」に沿って、4つの基本目標を達成するために基本的施策を実施します。

基本的施策の中でも、重点的に取り組むべき施策を「重点施策」として定めます。

第1節 〈基本方針1〉 文化芸術に触れる機会の充実

基本目標

誰もが文化芸術に親しめる環境の中で、豊かな感性が育まれる

- 基本的施策
- 1-(1) 文化芸術の魅力に気付く機会の創出
 - 1-(2) 文化芸術による子どもの育成【重点施策】
 - 1-(3) 市民主体の文化芸術活動の促進

基本的施策 1-(1) 文化芸術の魅力に気付く機会の創出

文化芸術に親しむ人を増やすことは、将来の文化芸術活動の担い手だけでなく、観客層や文化芸術の需要を生み出します。誰もが身近な場所で文化芸術に触れられる環境を整え、興味や関心を引き出すことで、鑑賞や活動を始めるきっかけを創出します。

基本的施策 1-(2) 文化芸術による子どもの育成【重点施策】

幼少期から多様な文化芸術に触れることで、子どもの心豊かな成長を促します。文化芸術活動に参加する機会は、子どもが将来の活動の担い手となる基盤を築きます。あわせて保護者へ文化芸術への関心と理解を広げます。

基本的施策 1-(3) 市民主体の文化芸術活動の促進

市民の主体性と創造性を尊重した文化芸術活動は、生きがいや地域の活力につながります。持続的に活動が行われるよう、成果発表の場の提供など環境整備を図ります。市民との協働や顕彰を通じて活動を広く発信し、市民の参加意欲を高めます。

■基本方針1に位置付けられる具体的な取組例（令和8年度まで）

1-(1)	・各種 HP（マルタス HP、丸亀市文化協会 HP） ・芸能フェスタ丸亀 ・まるがめクラシックギャラリーコンサート（丸亀シティフィルハーモニックオーケストラ） ・ゲートプラザ文化発信プロジェクト「+MIMOCA」
1-(2)	・こどもミモカ（丸亀市猪熊弦一郎現代美術館） ・丸亀市少年少女合唱団定期コンサート ・芸術鑑賞教室（丸亀市文化振興事業協議会）
1-(3)	・表彰（文化功労賞・文化推進賞・文化奨励賞） ・まるがめ文化芸術祭（丸亀市文化振興事業協議会） ・丸亀市市民交流活動センター連携事業 ・丸亀吹奏楽フェスティバル

第2節 〈基本方針2〉 文化芸術の多様な価値の創造

基本目標

文化芸術の新たな価値が創造され、多様な価値観への寛容性が養われる

- 基本的施策
- 2-(1) 文化施設を活用した質の高い文化芸術の発信【重点施策】
 - 2-(2) 文化芸術を主軸とした交流による多様な価値の創造
 - 2-(3) 創造活動を支える人材の育成・支援

基本的施策 2-(1) 文化施設を活用した質の高い文化芸術の発信【重点施策】

本物の芸術に触れる体験は、多様な価値観に出会い視野を広げるきっかけとなります。文化施設を活用し、美しさと感動、未知の価値観を発信するよう図ります。質の高い文化芸術は、集客交流を拡大し、地域経済にも波及効果をもたらします。

基本的施策 2-(2) 文化芸術を主軸とした交流による多様な価値の創造

文化芸術を通じた交流は、多様な視点から課題を捉え、新しい価値や発想を生み出します。多様な立場や背景をもつ人が集い、対話の中で異なる価値観を理解し受容する場を整えることで、共生社会の形成や地域課題の解決にもつながります。

基本的施策 2-(3) 創造活動を支える人材の育成・支援

創造された価値を地域社会に還元するため、主体的に地域と関わる芸術家などの人材を発掘し、育成・支援を行います。活発な創造活動の中で、市民が多様な文化芸術に触れ、新しい価値を共に創り出し、分かち合う環境を整えます。

■基本方針2に位置付けられる具体的な取組例（令和8年度まで）

2-(1)	・常設展、企画展(猪熊弦一郎現代美術館) ・舞台芸術やコンサート(丸亀市綾歌総合文化会館)
2-(2)	・課題解決型ワークショップ ・現代サーカス
2-(3)	・文化芸術推進サポーター養成講座 ・丸亀市若手芸術家支援事業(丸亀市文化振興事業協議会) ・アーティスト・コーディネーター養成講座

第3節 〈基本方針3〉 文化芸術による多様なつながりの創出

基本目標

文化芸術を通じた交流によって多様な人がつながり、一人ひとりが尊重され支え合う

基本的施策

- 3-(1) 多様な特性を持つ人がともに文化芸術体験する仕組みづくり【重点施策】
- 3-(2) 文化芸術を通じた相互理解を促す場の充実
- 3-(3) 文化芸術を通じて誰もが気軽に集まり、自然につながる環境の整備【重点施策】

基本的施策

3-(1) 多様な特性を持つ人がともに文化芸術体験する仕組みづくり【重点施策】

年齢や障がい、経済状況等に関わらず、文化芸術体験を共有することで共感が生まれ、人と人がつながる機会を創出します。文化芸術に触れる機会のなかった人が関心や理解を深めることで、新たな観客層や文化芸術の需要も生み出します。

基本的施策

3-(2) 文化芸術を通じた相互理解を促す場の充実

共生社会の第一歩は、違いを受け入れ互いを理解することです。文化芸術を通じて地域の人の交流を促し、安心できる暮らしと地域の活力を生み出します。あわせて国内外にも交流の輪を広げ、理解を深め合う場を充実させます。

基本的施策

3-(3) 文化芸術を通じて誰もが気軽に集まり、自然につながる環境の整備【重点施策】

人とのつながりは心身の健康と結びついており、互いを尊重し支え合う関係は、地域に安心と活力をもたらします。文化芸術を通じて誰もが気軽に集う居場所をつくることで、孤立しがちな人の社会参加を支え、自然なつながりを促します。

■基本方針3に位置付けられる具体的な取組例（令和8年度まで）

3-(1)	・みんなのコンサート ・舞台手話通訳、字幕、音声ガイド付き演劇公演
3-(2)	・国際交流・都市間交流 ・異文化理解講座(国際交流協会)
3-(3)	・教育や福祉等との文化芸術を通じた連携 ・社会的処方に向けた取組の検討

第4節 〈基本方針4〉 歴史・文化の継承と発展

基本目標

歴史・文化を守り、新たな価値を加え継承し発展する過程で、地域の人がつながり、誇りや愛着を深める

基本的施策

- 4-(1) 丸亀の歴史・文化の発信
- 4-(2) 歴史・文化の調査研究と継承のための人材育成・支援
【重点施策】
- 4-(3) 文化資源を活用し発展させる事業の推進

基本的施策 4-(1) 丸亀の歴史・文化の発信

丸亀独自の歴史・文化を広く発信することで、市民は郷土の魅力を再認識し、誇りや愛着を深めます。外部からの注目は新たな価値や観光資源の発見につながり、認知度向上とともに文化資源の持続的な活用を促します。

基本的施策 4-(2) 歴史・文化の調査研究と継承のための人材育成・支援 【重点施策】

丸亀の貴重な歴史・文化を次世代へ確実に継承するため、調査研究と適切な保存を行うとともに、専門人材の育成や環境整備を行います。地域において、世代を超えて多様な主体が協力し、伝統文化を支える仕組みづくりを進めます。

基本的施策 4-(3) 文化資源を活用し発展させる事業の推進

丸亀の文化資源を保存・継承しながら、戦略的に活用することで、地域経済の発展と担い手の確保を図ります。観光や産業等との連携を強化し、特色を生かした事業を推進することで、交流人口や移住を促進し、地域を活性化します。

■基本方針4に位置付けられる具体的な取組例（令和8年度まで）

4-(1)	・各種 HP、SNS（マルカメラ、丸亀散歩（観光協会）、島旅ノート） ・文化財めぐり ・うちわの展示、実演、体験教室（うちわの港ミュージアム）
4-(2)	・丸亀城崩落石垣の復旧 ・国の伝統的工芸品「丸亀うちわ」支援事業 丸亀うちわ技術技法講座
4-(3)	・城泊の推進 ・瀬戸内国際芸術祭

第5章

本計画の推進体制

本計画の効果的な推進のため、多様な主体と連携した横断的な施策展開を行います。

■庁内の連携

文化芸術、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の分野が連携し、事業に取り組めます。未着手事業や新規事業の展開に向けた検討体制を整備し、事業後についても、関係各課が連携して検証を行い、課題を共有し、改善に繋がります。

■市民、文化団体、市民活動団体等との連携

地域の文化芸術活動を支える市民、文化団体、市民活動団体との連携・協働に加え、専門人材や専門機関との連携を強化し、それぞれの特性を活かした施策を展開します。また、市民主体の文化芸術の発展・創造を重視し、文化芸術団体や、市民活動団体との対話・交流を促進することで、創造的な取組が生まれる環境づくりを図ります。

第6章

本計画の進行管理

本計画の進行管理では、個別の取組ごとに実施計画を作成し、計画期間の最終年度には、計画全体の見直しを行います。

個別の取組の進捗は、年度ごとに取組内容、成果、課題等を整理するとともに、数値目標の達成状況を確認し、丸亀市文化芸術推進審議会で検証します。この検証結果に基づき PDCA サイクルを適用し、計画の改善を図ります。

評価においては、計画の実行性を高めるため、多様な市民の意識や施策の進捗を測る成果指標を設定し、客観的に検証します。成果指標は評価・検証の負担を考慮し、精選したものを適切に設定します。

検証結果は、計画内容の見直しや次年度の実施事業、新規事業の検討等に活用します。事業のインパクト評価を見据え、企画段階から様々な主体との丁寧な対話を重ね、事業の価値を引き出すことにつなげます。

■成果指標について

本計画では、成果指標を定量的な側面だけでなく、定性的な側面についても視野に入れます。ニーズの多様化や人口減少等の社会状況により、従来の参加者数や実施回数等の数値だけでは推し量ることのできない変化を捉えることを重視し、設定した成果指標等を継続的に検証することで、目標の達成に向かって、より適切な形に近づけていくことが可能と考えます。このような定性的指標等の評価にあたっては、PDCA サイクルにロジックモデル(*1)や MSC (モスト・シグニフィカント・チェンジ) (*2)等を組み合わせる手法があります。

(*1) ロジックモデル

事業や活動の流れを「資源(Input)→活動(Activity)→成果(Output)→効果(Outcome)」として図式化する手法。目標達成までの因果関係を整理し、定量・定性的な成果の評価や改善に活用することができる。

(*2) MSC (モスト・シグニフィカント・チェンジ)

参加者が経験した「最も重要な変化」のストーリーを収集し、関係者がその意味や背景を話し合いながら選定・共有する評価手法。数値では捉えにくい定性的な成果を可視化し、活動の価値や改善点を深く理解することができる。

■PDCA サイクルの図



(1) PDCA サイクル

- ① Plan(計画) 施策や事業に関する目標などを定める
 - ② Do(実施) 上記①の方策などを実施する
 - ③ Check(評価) 定期的に上記①の見込みなどの進行状況について評価する
 - ④ Action(改善検討) 上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う
- *見直した後は、再度①、②、③、④を繰り返す。

(2) 定性的な成果指標を扱う場合のPDCA サイクル

- ① Plan(計画) 施策や事業に関する定性的な目標などを定める
- ② Do(実施) 上記①の方策などを実施し、活動の記録に定性的な観察も残す
- ③ Check(評価) ロジックモデルやMSC等で成果を評価
- ④ Action(改善検討) 上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う

資料

丸亀市文化芸術基本条例

丸亀市文化芸術推進審議会委員名簿

第一次計画の指標の進捗状況・評価

丸亀市文化芸術基本計画に関するアンケート調査報告書

丸亀市文化芸術基本条例

(平成 17 年 3 月 22 日条例第 103 号)

改正 平成 18 年 9 月 26 日条例第 36 号 平成 26 年 3 月 28 日条例第 14 号
令和 4 年 3 月 29 日条例第 18 号

おだやかな風土と美しい瀬戸内海に面した丸亀は、古くから西讃岐における政治、経済、文化の中心的役割を担いながら、歴史的にも栄えてきた地域である。

今、私たちは、このように先人たちが世代をこえて遺した伝統文化を守り育て、さらには、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、新しい光に照らされた丸亀らしい地域文化を興し、次の世代に継承し、発展させるとともに、新たに創造しなければならない。

これらの使命を達成し、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、多様性に寛容で活力ある社会を実現することで、丸亀の地が潤い豊かな文化のまちへ歩み続けるようお願い、その道しるべとしてこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、民間団体及び事業所(以下「市民等」という。)並びに文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ゆとりと豊かさの満ちあふれた活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 豊かな風土及び歴史によって培われた丸亀市の多様な文化芸術が市民の共通の財産として認識され、将来にわたり継承し、発展し、及び創造されるよう考慮すること。
- (2) 全ての人がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術に親しみ、参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図ること。
- (3) 文化芸術活動を行う者の主体性、自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- (4) 市民等、文化芸術活動を行う者の意見が反映されるよう十分考慮すること。
- (5) 文化芸術に関する創造的な活動がより一層活性化するために、世代間及び地域間の交流並びに国内外との交流の促進を図ること。
- (6) 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う者、家庭及び地域活動を行う者の相互の連携が図られるよう配慮すること。

(7) 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携により、その社会的経済的価値の醸成を図ること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に推進しなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、文化芸術を創造し、又は享受する権利を有する主体であり、基本理念にのっとり、多様な文化芸術を尊重するよう努めるものとする。

2 市民等は、基本理念にのっとり、文化芸術活動に対する支援又は協力をするよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割)

第5条 文化芸術活動を行う者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 文化芸術活動を行う者は、相互の交流を図るとともに、地域社会の一員としてその活動に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号。以下「法」という。)第7条の2第1項の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

(審議会の設置)

第7条 市は、法第37条の規定に基づき、次に掲げる事項を調査及び審査するため、丸亀市文化芸術推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 文化芸術の推進に係る重要事項に関すること。

2 審議会は、文化芸術の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 文化団体の代表者

(3) 公募により選任した者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 市長は、審議会に専門的事項を調査及び審議させる必要があるとき、又は臨時に委員を置く必要があるときは、第3項に定める委員のほか、特別委員又は臨時委員を置くことができる。

(表彰)

第8条 市は、文化芸術の推進に関し功績のあった者又は団体を表彰することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、合併前の丸亀市文化振興条例(平成16年丸亀市条例第12号)の規定により表彰されていた者及び団体は、この条例の規定により表彰されたものとみなす。

附 則(平成18年9月26日条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員を委嘱している場合においては、この条例の改正規定は、当該委員の任期が終了する日後新たに委嘱する委員から適用する。

附 則(平成26年3月28日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員を委嘱している場合においては、この条例の改正規定は、当該委員の任期が終了する日後、新たに委嘱する委員から適用する。

附 則(令和4年3月29日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(丸亀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 丸亀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第42号)の一部を次のように改正する。 次のよう略

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の丸亀市文化振興条例第5条の規定により丸亀市文化振興審議会委員を委嘱されている者については、改正後の丸亀市文化芸術基本条例第7条の規定により丸亀市文化芸術推進審議会委員に委嘱された者とみなす。

丸亀市文化振興審議会委員名簿

【任期 令和 5 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで】

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	大澤 寅雄	合同会社文化コモンズ研究所 代表	
	近藤 清志	公益財団法人かがわ産業支援財団 理事長	
	篠原 勉	公益財団法人丸亀市福祉事業団 理事	
	嶋田 典人	香川県立文書館 専門職員	
	高橋 勝子	認定 NPO 法人さぬきっずコムシアター 理事長 丸亀市社会教育委員の会 委員	
	中井今日子	フリーアナウンサー・コラムニスト	
	長原 孝弘	公益財団法人ミモカ美術振興財団 理事	
	橋本 一仁	四国学院大学 理事長・教授	会 長
	広谷 鏡子	作家	
	藤井 睦子	音楽家	
	森 合音	四国こどもとおとなの医療センター ホスピタルアートディレクター	副会長
	山下 高志	あーとらんどギャラリー 代表	
文化団体の代表者	藤井 満美	丸亀市文化協会	
公募により 選任した者	山口 雄一		
	横山 純果		

所属等は令和 7 年 9 月 30 日時点のものです。

【任期 令和7年10月1日から令和9年9月30日まで】

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	大澤 寅雄	合同会社文化コモンズ研究所 代表	
	河口 教昌	声楽家	
	近藤 清志	公益財団法人かがわ産業支援財団 理事長	
	嶋田 典人	香川県立文書館 専門職員	
	高橋 勝子	認定 NPO 法人さぬきっずコムシアター 理事長 丸亀市社会教育委員の会 委員	
	中井今日子	フリーアナウンサー・コラムニスト	
	橋本 一仁	四国学院大学 理事長・教授	会 長
	広谷 鏡子	作家	
	森 合音	四国こどもとおとなの医療センター ホスピタルアートディレクター	副会長
	山下 高志	あーとらんどギャラリー 代表	
文化団体の代表者	吾妻春満美	丸亀市文化協会	
公募により 選任した者	山口 雄一		

第一次計画の指標の進捗状況・評価

進捗率の 計算方法	指標	
	$\frac{\text{「実績値(R6年度)」}}{\text{「目標値(R7年度)」}} \times 100\%$	
評 価	A（おおむね順調に推移）	進捗率が 80%以上
	B（一定程度に進展）	〃 40%以上80%未満
	C（少しは進展した）	〃 0%超40%未満
	D（進展していない）	〃 0%以下

No.	基本 方針	指標	目標値 (R7)	基準値 (R2以前)	実績値			進捗率	評価
					R4	R5	R6		
1	1	丸亀市綾歌総合文化会館の利用者数(人)	150,000	131,878	<u>99,361</u>	131,278	124,933	83.3%	A
2	1	アウトリーチ事業への参加者数(人)	5,500	5,079	<u>5,320</u>	3,404	2,476	45.0%	B
3	1	丸亀市で活動する市民活動のうち「学術、文化、芸術又はスポーツ」を主な活動分野とする件数(件)	93	71	<u>82</u>	78	75	80.6%	A
4	2	丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の利用者数(人)	140,000	138,159	<u>100,667</u>	112,893	108,497	77.5%	B
5	2	若手芸術家支援事業採択者による事業回数(回)	8	3	<u>6</u>	5	3	37.5%	C
6	3	新市民会館の供用開始(%)	100	—	<u>1</u>	15	38	38.0%	C
7	3	文化芸術の社会包摂機能を生かした取組の実施回数(回)	10	3	<u>6</u>	17	24	240.0%	A
8	4	文化財施設の利用者数(人)	207,000	158,515	<u>150,324</u>	151,983	170,186	82.2%	A
9	4	市指定文化財の修理件数(件)	6	5	<u>2</u>	3	3	50.0%	B
10	4	伝統文化事業の件数（年間）(件)	6	5	<u>2</u>	3	3	50.0%	A
11	5	瀬戸内国際芸術祭本島会場への来場者数(人)	28,000	27,469	<u>17,679</u>	0	0	—	—
12	5	市を訪れた観光客数(万人)	360	294.5	<u>348</u>	341	330	91.6%	A
13	5	ホームページ閲覧回数(回)	1,210,000	1,102,388	<u>1,188,761</u>	1,414,853	1,677,988	138.7%	A

- ・指標は「丸亀市文化芸術基本計画実施計画」による。
- ・評価については香川県の「香川県文化芸術振興計画」（第4期）における計画の進捗率の計算方法に準じている。
- ・下線部は、コロナ禍における結果を示す。
- ・基準値は、新型コロナウイルスの影響が大きかったため、直近の数値を基準値としている。（No. 1, 2, 11, 12 は R 元年度、No. 4 は H29 年度、その他 No. は R2 年度）
- ・No. 2 のアウトリーチ事業への参加者数とは、丸亀市、丸亀市文化振興事業協議会、綾歌総合文化会館等が実施した事業への参加者数をいう。（令和5年度より丸亀市新市民会館準備室で行った事業を追加）
- ・No. 5 の若手芸術家支援事業採択者（令和6年度以降は丸亀市文化事業協議会補助金交付事業採択者を含む）による事業回数とは、丸亀市文化振興事業協議会、綾歌総

合文化会館等が実施した、当該事業の合計数をいう。

- No. 6 の基準値、各年度成果、目標値の数値は、新市民会館建設工事の進捗率とする。
- No. 7 の文化芸術の社会包摂機能を生かした取組の実施回数とは、丸亀市、丸亀市文化振興事業協議会、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館、綾歌総合文化会館等で行った、当該事業の合計数をいう。（令和 5 年度より丸亀市新市民会館準備室で行った事業を追加）
- No. 8 の文化財施設の利用者数とは、丸亀城天守入場者数、資料館入館者数、まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数の合計数をいう。
- No. 9 の基準値の数値は H29～R2、目標値の数値は R4～R7 の計画期間内の累計件数とする。
- No. 10 の伝統文化事業の件数とは、国事業「伝統文化親子教室」、県事業「ふるさと芸能わっしょいしょい」等の事業の合計数をいう。
- No. 11 は開催年度の数値を示す。
- No. 13 のホームページ閲覧回数とは、丸亀散歩、島旅ノート、せとうち石の島、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館のホームページ閲覧回数の合計数をいう。

丸亀市文化芸術基本計画に関するアンケート 調査報告書

令和7年 8月

丸亀市

目次

I. 調査概要	1
1 調査目的	1
2 調査の方法等	1
3 報告書の見方	1
II. 調査結果	2
1 回答者の属性	2
2 日頃の生活について	7
(1) ゆとりの時間の有無	7
(2) ゆとりの時間の過ごし方について	8
(3) ゆとりの時間に関する満足度	9
(4) ゆとりの時間に満足していない理由	10
3 悩みや不安について	11
(1) 話し相手について	11
(2) 悩みや不安の有無	12
(3) 悩みや不安の内容	13
(4) 孤独感の程度	14
4 文化芸術鑑賞・活動について	15
(1) 文化芸術鑑賞の状況	15
(2) 文化芸術活動をはじめた理由	21
(3) 文化芸術活動をする上で苦労していること	22
(4) 文化芸術活動をしていない理由	23
5 子どもの文化活動について	24
(1) 子どもの文化芸術活動の状況	24
(2) 子どもの文化芸術体験について重要なこと	25
6 文化的な環境について	26
(1) 文化施設の利用状況	26
(2) 地域の文化的環境について	27
7 文化芸術と地域活動について	30
(1) 文化芸術が地域にもたらす効果	30
(2) 文化芸術に関して丸亀市が取り組むべきこと	31
(3) 地域の歴史・文化の継承・発展に必要なこと	34
(4) 施設運営の経費負担について	35

調査概要

1 調査目的

本調査は、「第2次丸亀市文化芸術基本計画」の策定に向け、市民の皆さまの文化芸術の現状や感じられていること等をお聞かせいただき、次期計画づくりや文化芸術推進に向けた基礎資料とするために実施しました。

2 調査の方法等

調 査 対 象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民
調 査 実 施 期 間	令和7年7月1日～7月22日
調 査 方 法	郵送による配布 郵送回答／WEB（インターネット）回答
調 査 数	3,000人
回 収 数（率）	902人（30.1%）

3 報告書の見方

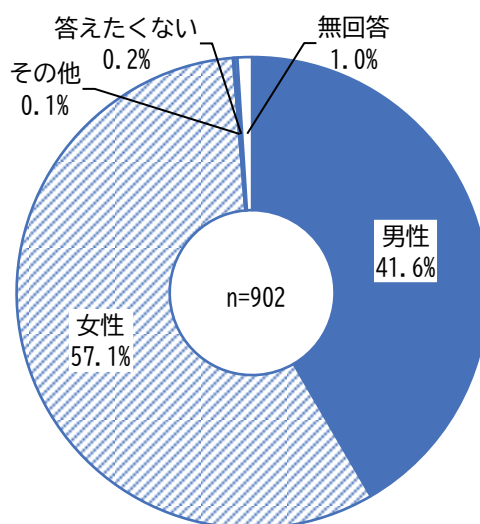
- （1）基数となるべき実数は、（n=〇〇）と表示する。各比率はすべてを100%として百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出している。そのために、百分率の合計が100%にならないことがある。
- （2）質問文の中に、複数回答が可能な質問があるが、その場合、回答の合計は回答者数を上回ることがある。
- （3）図中の選択肢表記は、場合によっては語句を短縮・簡略化している場合がある。また、グラフの数値が0.0%の場合は表記を省略している。

調査結果

1 回答者の属性

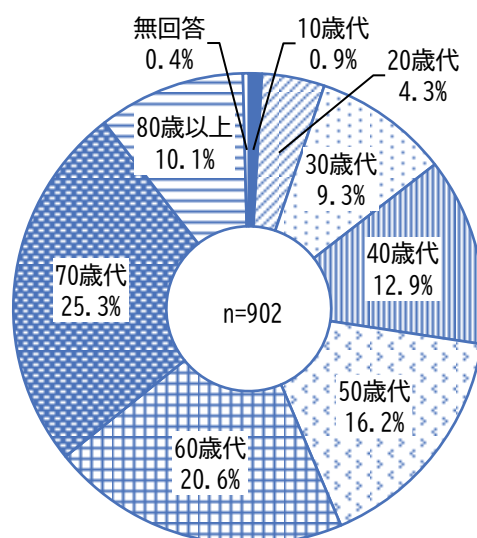
問1 あなたの性別をお答えください。(1つに○)

「女性」が57.1%、「男性」が41.6%となっています。



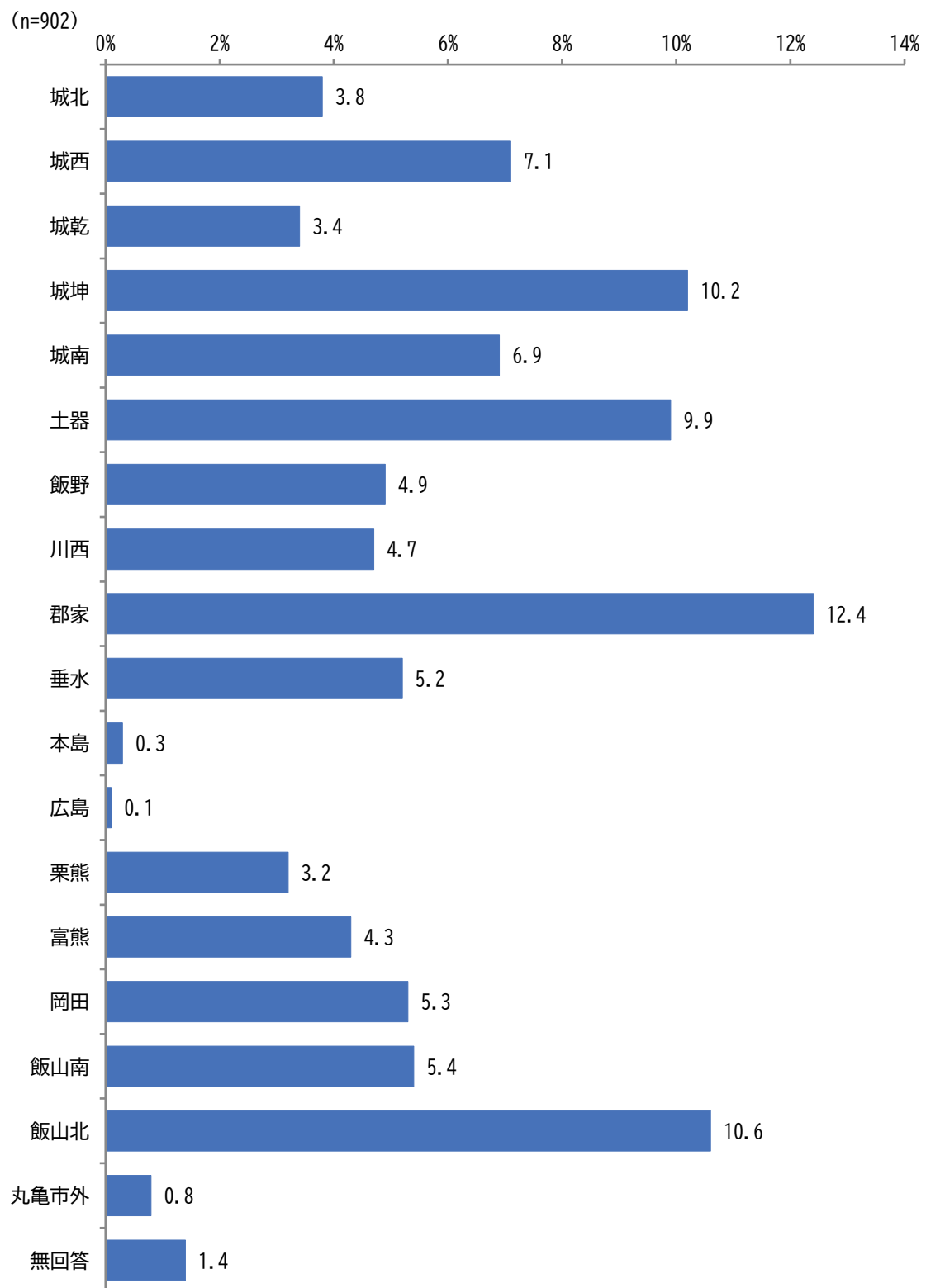
問2 あなたの年代をお答えください。(1つに○)

「70歳代」が25.3%で最も高く、次いで「60歳代」が20.6%、「50歳代」が16.2%と続いています。



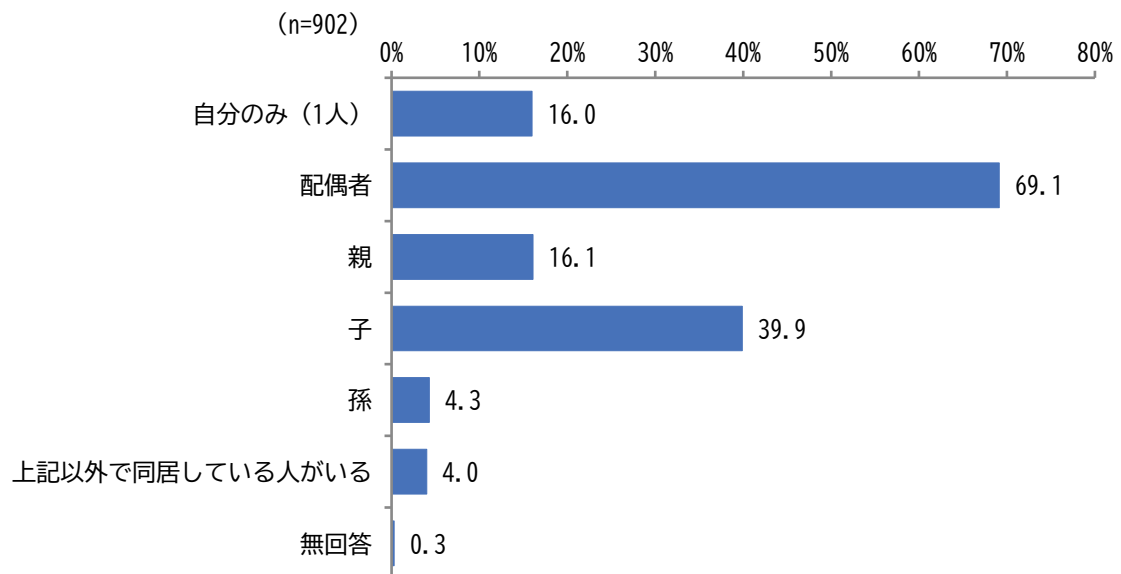
問3 あなたの住んでいる地域をお答えください。(1つに○)

「郡家」が12.4%で最も高く、次いで「飯山北」が10.6%、「城坤」が10.2%と続いています。



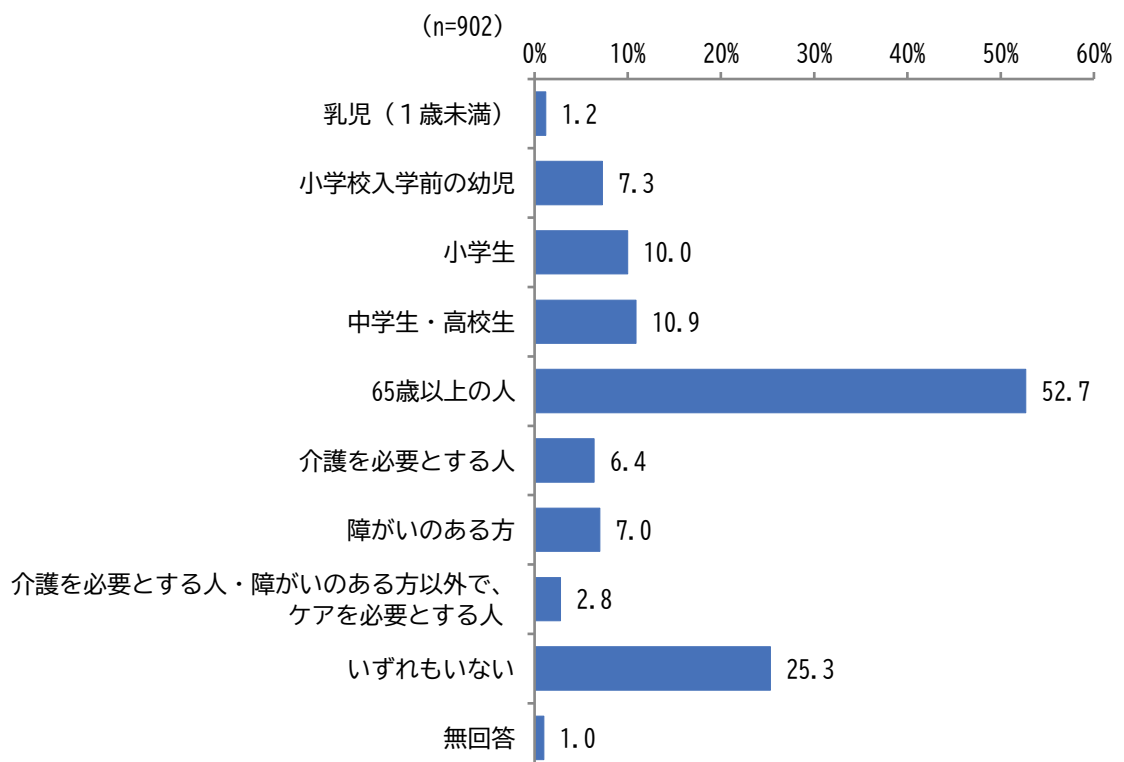
問 4 あなたからみた世帯構成員（同居人含む）をお答えください。（当てはまるすべてに○）

「配偶者」が 69.1%で最も高く、次いで「子」が 39.9%、「親」が 16.1%と続いています。



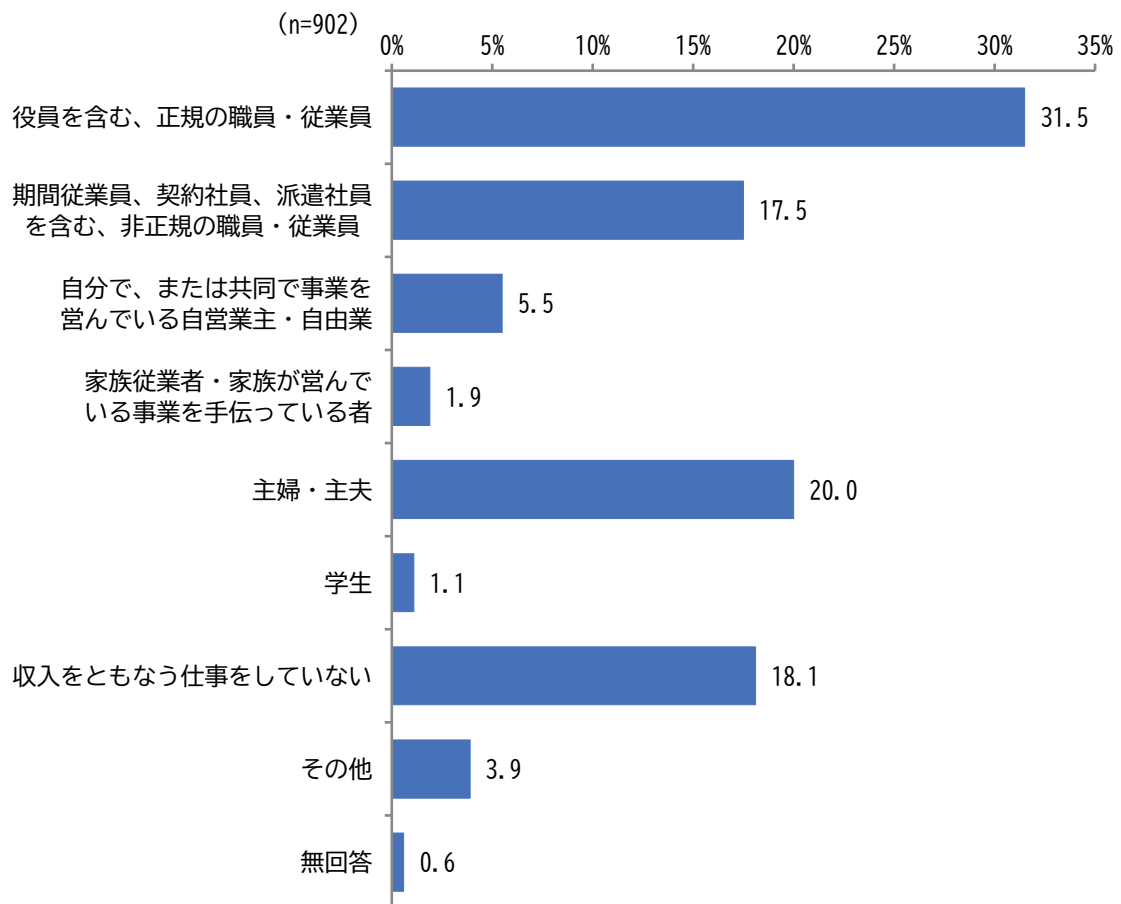
問 5 あなたもしくは同居している家族の中に次のような方はいますか。（当てはまるすべてに○）

「65 歳以上の人」が 52.7%で最も高く、次いで「いずれもない」が 25.3%、「中学生・高校生」が 10.9%と続いています。



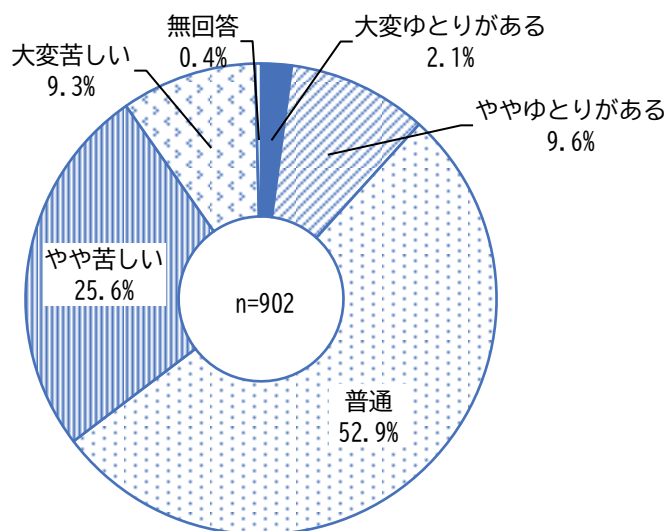
問6 あなたのお仕事についてお答えください。(1つに○)

「役員を含む、正規の職員・従業員」が 31.5%で最も高く、次いで「主婦・主夫」が 20.0%、「収入をともなう仕事をしていない」が 18.1%と続いています。



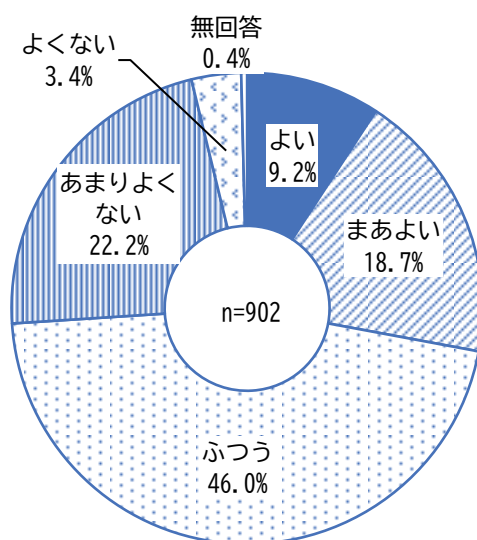
問7 あなたの現在の家計状況について教えてください。(1つに○)

「普通」が 52.9%で最も高く、次いで「やや苦しい」が 25.6%、「ややゆとりがある」が 9.6%と続いています。「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」の合計は 11.7%、「やや苦しい」と「大変苦しい」の合計は 34.9%となっており、苦しいと感じている人が3割以上を占めています。



問8 あなたの現在の心身の健康状態を教えてください。(1つに○)

「ふつう」が 46.0%で最も高く、次いで「あまりよくない」が 22.2%、「まあよい」が 18.7%と続いています。「よい」と「まあよい」の合計は 27.9%、「あまりよくない」と「よくない」の合計は 25.6%となっています。

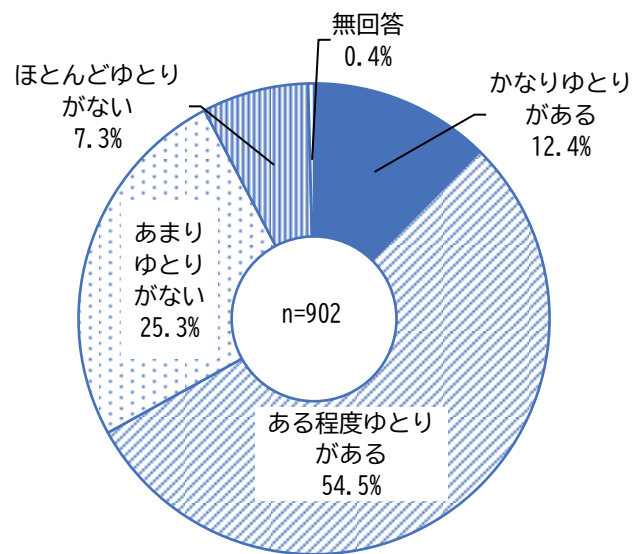


2 日頃の生活について

(1) ゆとりの時間の有無

問9 あなたは、日頃の生活の中で、休んだり、好きなことをしたりする時間のゆとりがありますか。(1つに○)

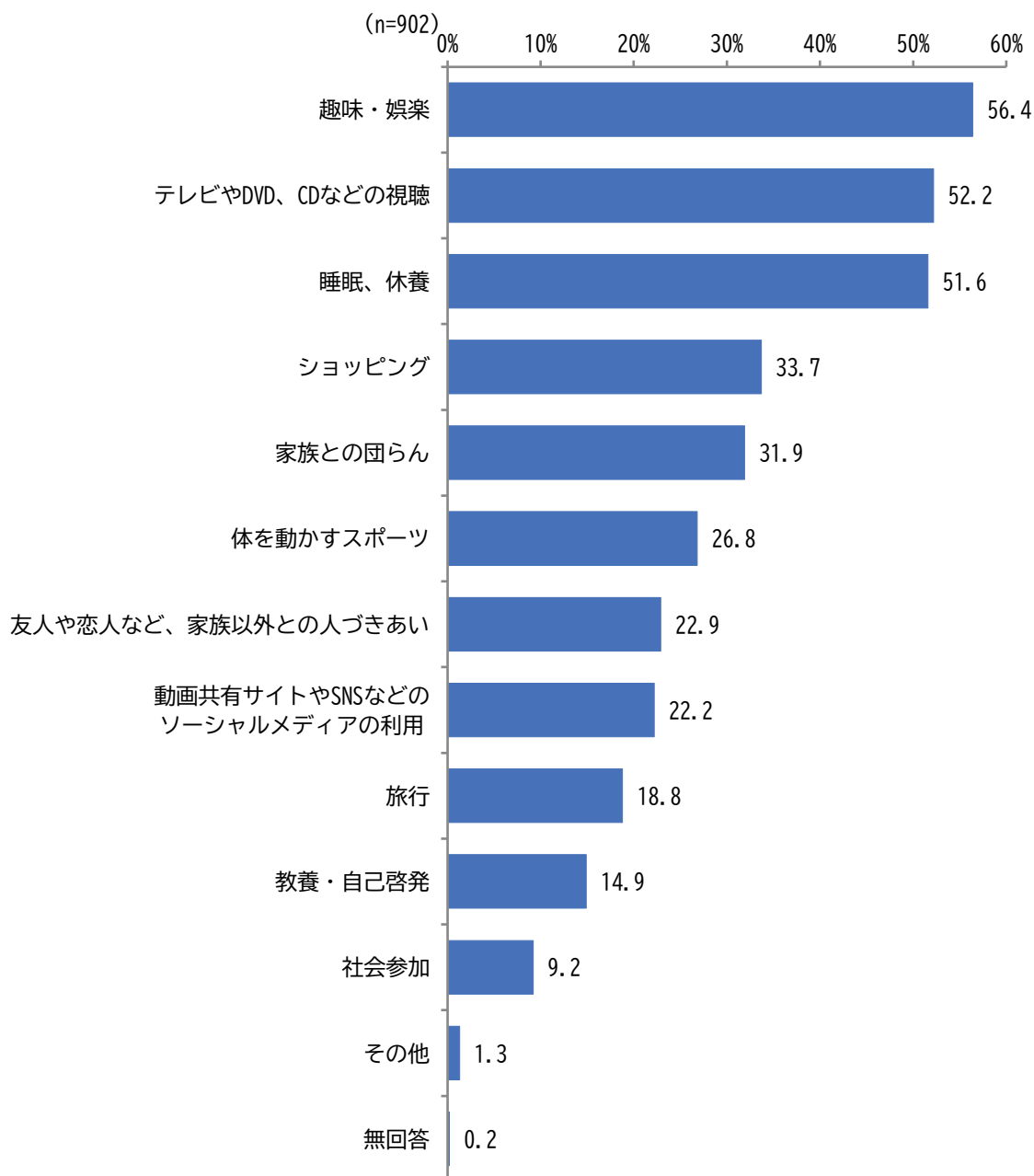
「ある程度ゆとりがある」が 54.5%で最も高く、次いで「あまりゆとりがない」が 25.3%、「かなりゆとりがある」が 12.4%と続いています。「かなりゆとりがある」と「ある程度ゆとりがある」の合計は 66.9%、「あまりゆとりがない」と「ほとんどゆとりがない」の合計は 32.6%となっています。



(2) ゆとりの時間の過ごし方について

問 10 あなたは、日頃の生活の中で、休んだり、好きなことをしたりする時間を、どのように過ごしていますか。(当てはまるすべてに○)

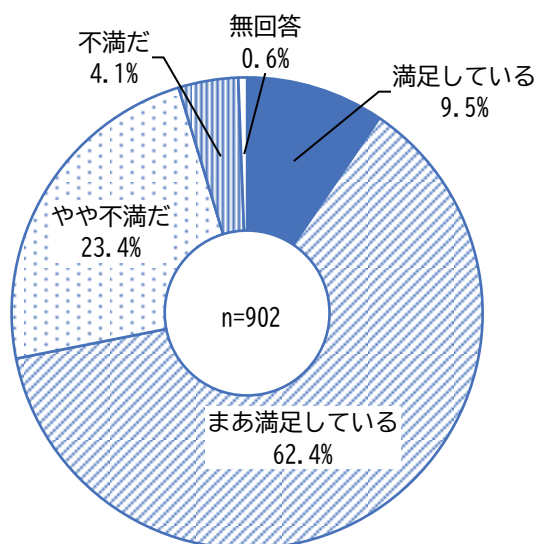
「趣味・娯楽(映画鑑賞、コンサート、スポーツ観戦、園芸など)」が 56.4%で最も高く、次いで「テレビや DVD、CD などの視聴」が 52.2%、「睡眠、休養」が 51.6%と続いており、上位3項目が5割を超えています。



(3) ゆとりの時間に関する満足度

問 11 あなたは、日頃の生活の中で、休んだり、好きなことをしたりする時間の過ごし方に、どの程度満足していますか。(1つに○)

「まあ満足している」が 62.4%で最も高く、次いで「やや不満だ」が 23.4%、「満足している」が 9.5%と続いています。「満足している」と「まあ満足している」の合計は 71.9%、「やや不満だ」と「不満だ」の合計は 27.5%となっています。

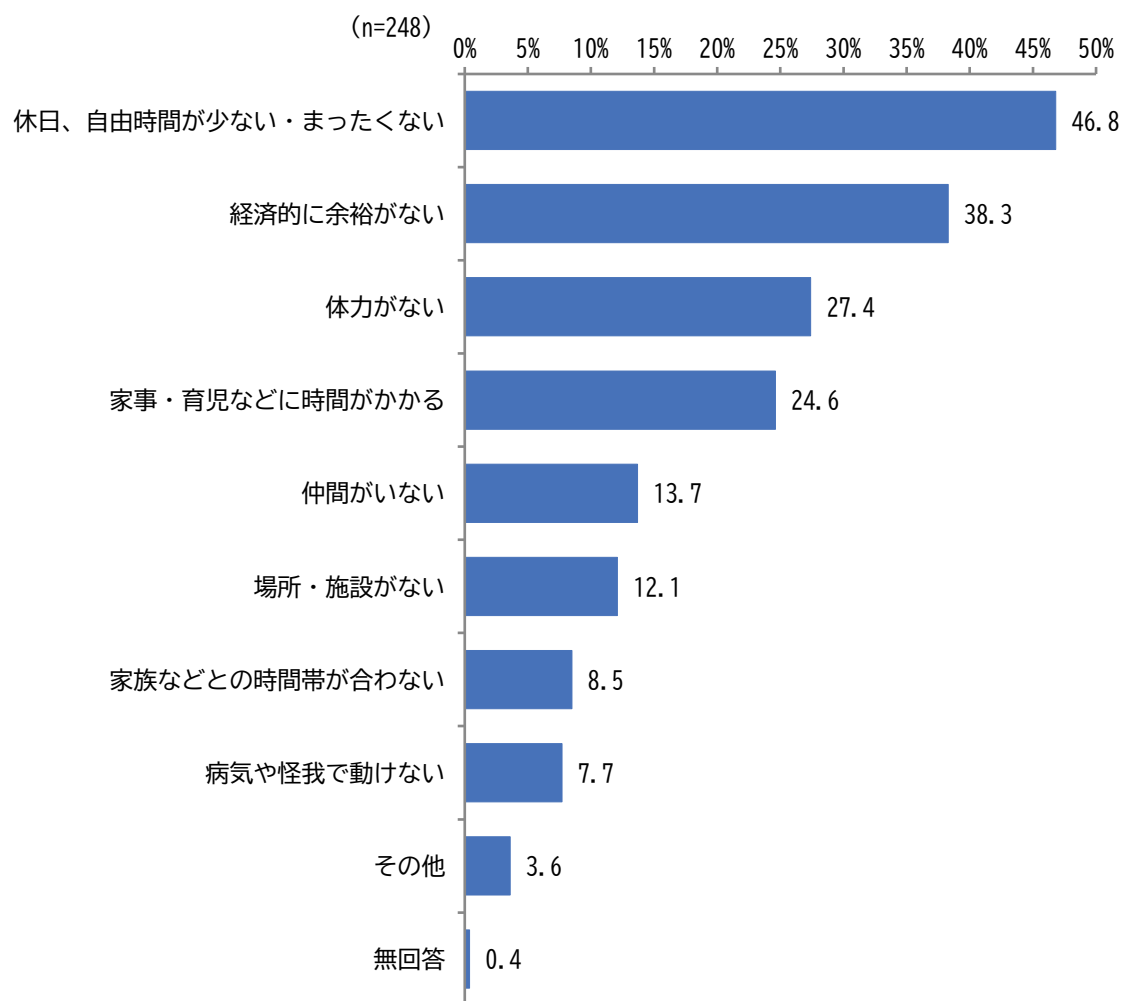


(4) ゆとりの時間に満足していない理由

問 11 で「やや不満だ」「不満だ」と答えた方におたずねします。

問 12 あなたが、日頃の生活の中で、休んだり、好きなことをしたりする時間の過ごし方に満足していない理由は何ですか。(当てはまるすべてに○)

「休日、自由時間が少ない・まったくない」が 46.8%で最も高く、次いで「経済的に余裕がない」が 38.3%、「体力がない」が 27.4%と続いています。

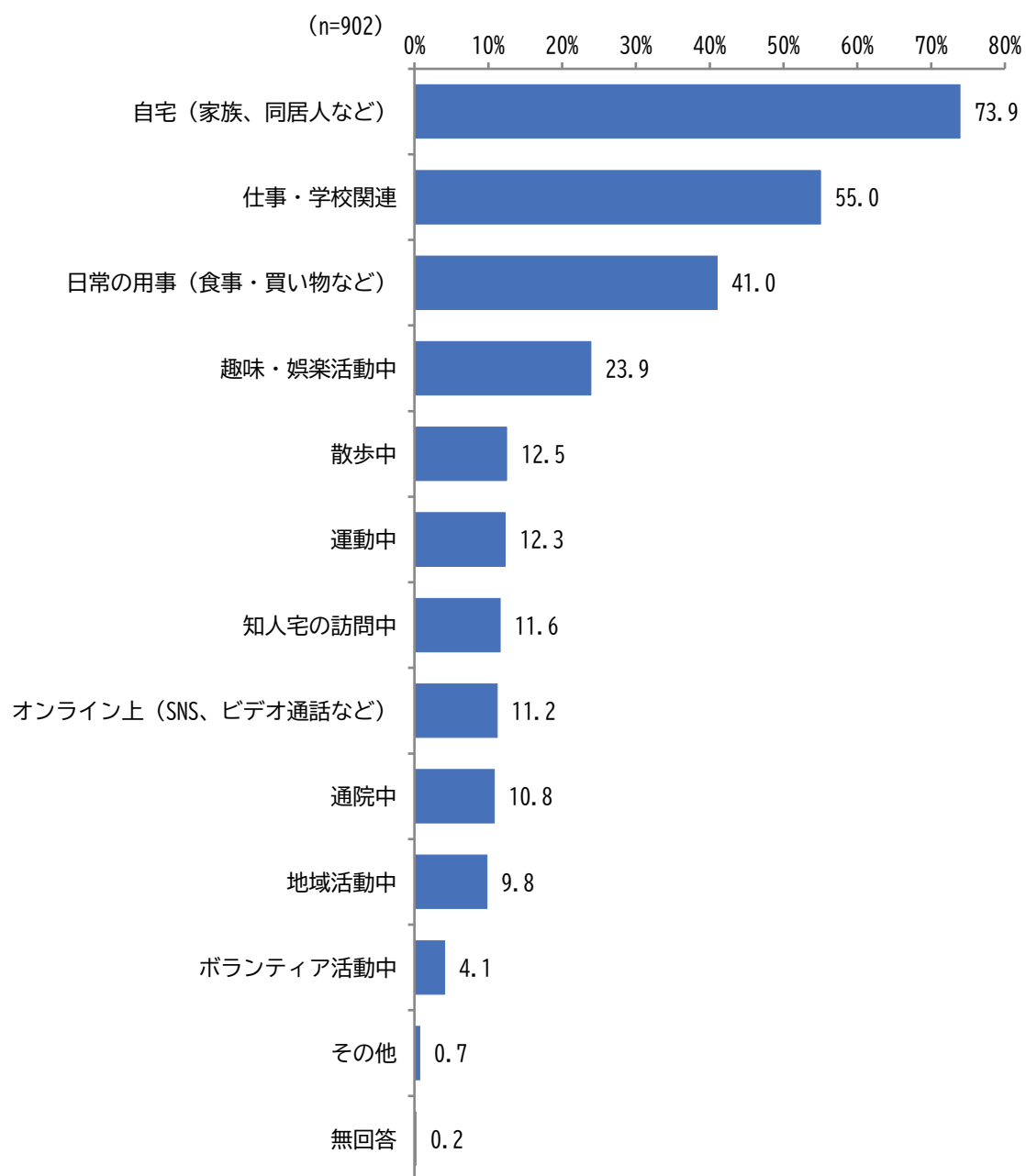


3 悩みや不安について

(1) 話し相手について

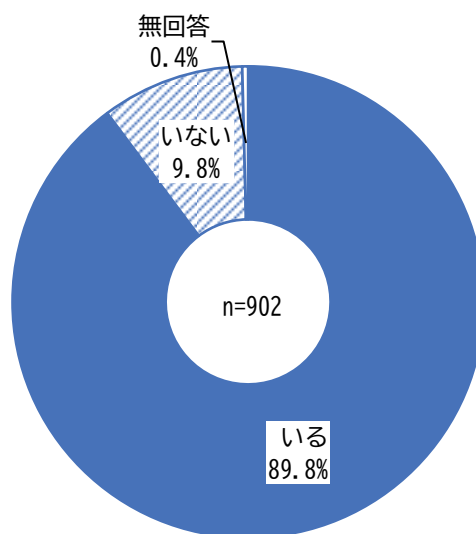
問 13 あなたは、最近1週間で、どのような時に人と会ったり話したりしましたか。(当てはまるすべてに○)

「自宅(家族、同居人など)」が 73.9%で最も高く、次いで「仕事・学校関連」が 55.0%、「日常の用事(食事・買い物など)」が 41.0%と続いています。



問 14 あなたは日頃、気軽に話せる相手はいますか。(1 つに○)

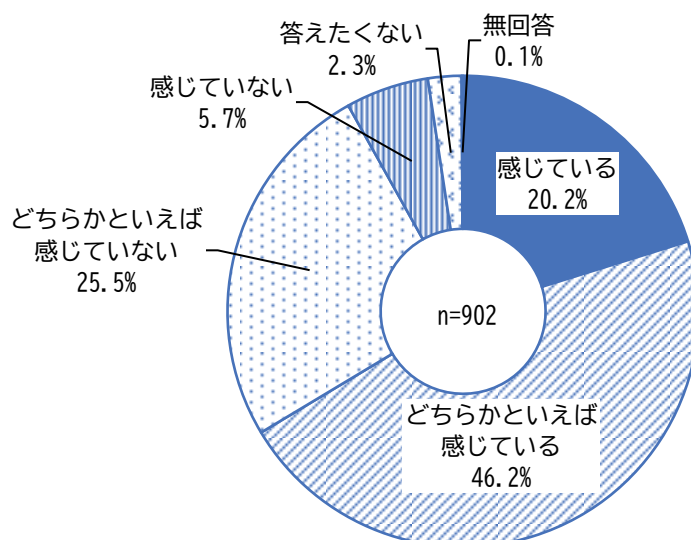
「いる」が 89.8%、「いない」が 9.8%となっています。



(2) 悩みや不安の有無

問 15 あなたは、日頃の生活の中で、悩みや不安を感じていますか。(1 つに○)

「どちらかといえば感じている」が 46.2%で最も高く、次いで「どちらかといえば感じていない」が 25.5%、「感じている」が 20.2%と続いています。「感じている」と「どちらかといえば感じている」の合計は 66.4%、「どちらかといえば感じていない」と「感じていない」の合計は 31.2%となっており、6割以上の方が何らかの悩みや不安があると回答しています。

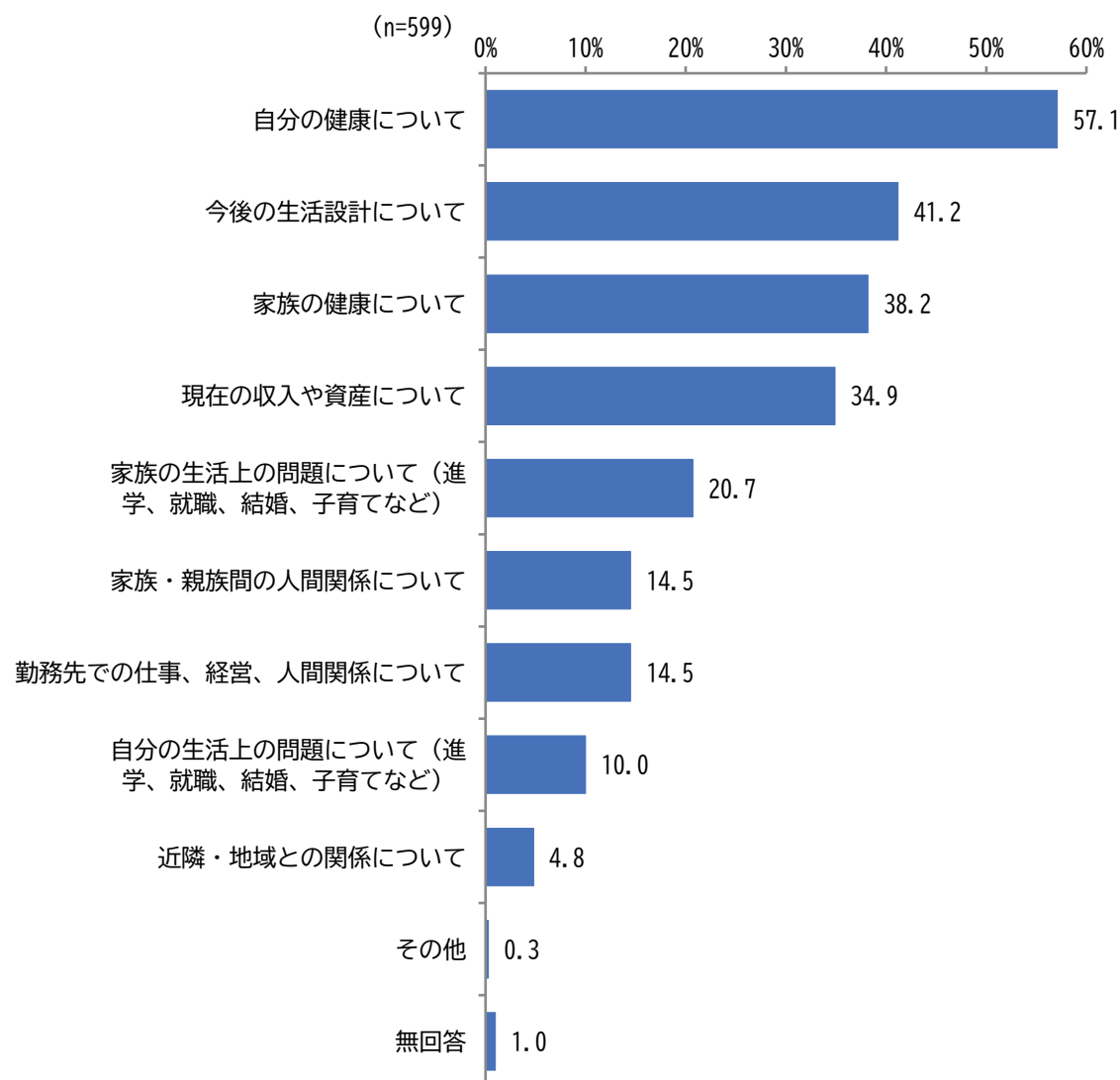


(3) 悩みや不安の内容

問 15 で「感じている」「どちらかといえば感じている」と答えた方におたずねします。

問 16 悩みや不安を感じているのはどのようなことについてですか。(3つまで○)

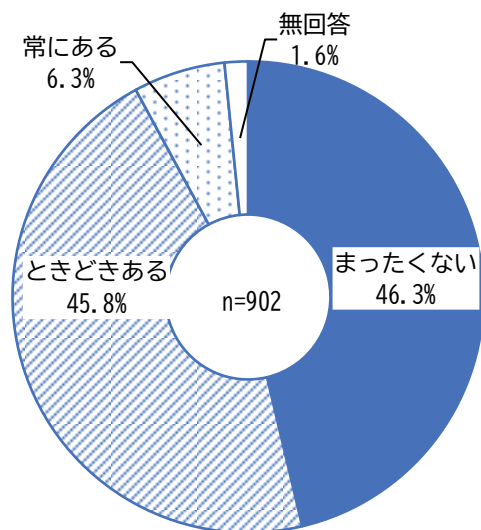
「自分の健康について」が 57.1%で最も高く、次いで「今後の生活設計について」が 41.2%、
「家族の健康について」が 38.2%と続いています。



(4) 孤独感の程度

問 17 あなたは、日頃の生活の中で、どの程度、孤独であると感じることがありますか。
(1 つに○)

「まったくない」が 46.3%で最も高く、次いで「ときどきある」が 45.8%、「常にある」が 6.3%と続いています。「ときどきある」と「常にある」の合計が 52.1%となっており、5割以上の人々が孤独であると感じています。

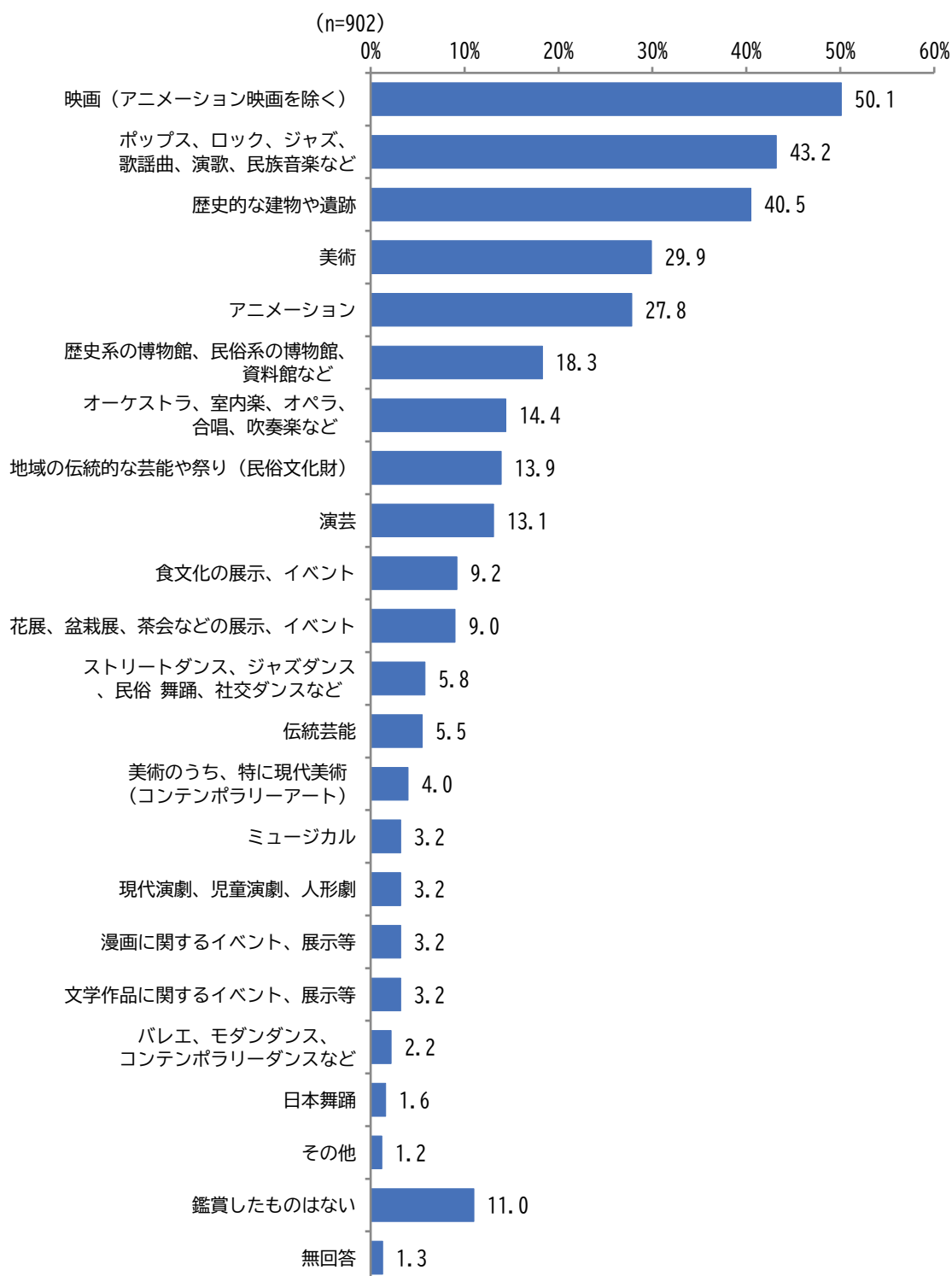


4 文化芸術鑑賞・活動について

(1) 文化芸術鑑賞の状況

問 18 あなたは、この 1 年間に、下記の選択肢のいずれかの文化芸術を鑑賞しましたか。
(当てはまるすべてに○)

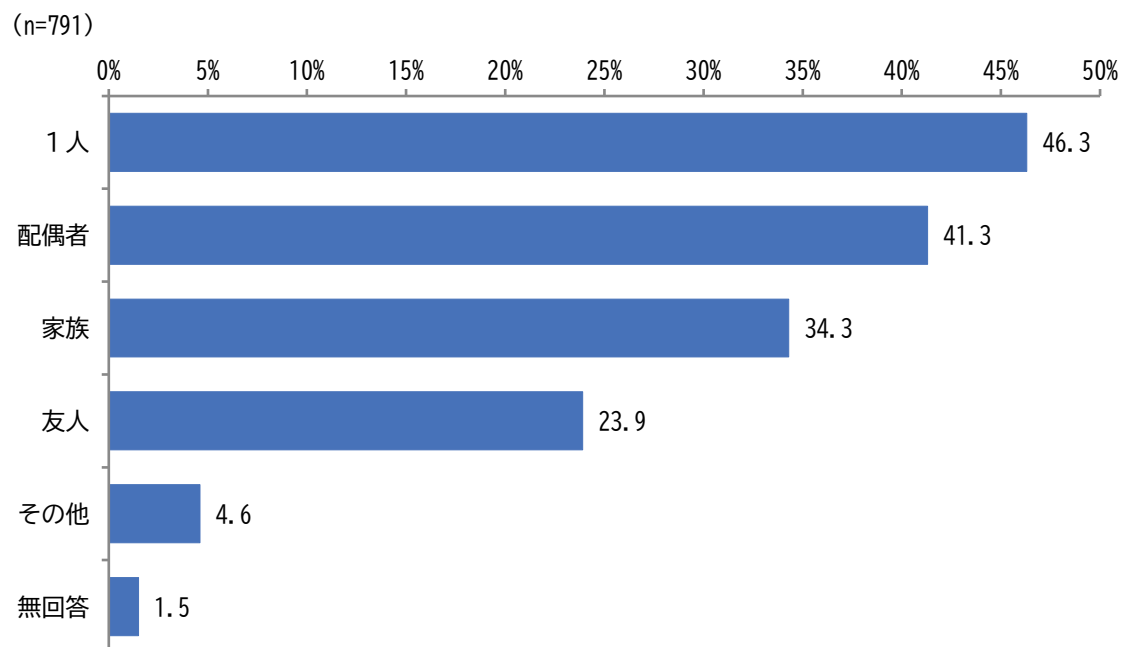
「映画(アニメーション映画を除く)」が 50.1%で最も高く、次いで「ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽など」が 43.2%、「歴史的な建物や遺跡」が 40.5%、「美術」が 29.9%、「アニメーション」が 27.8%と続いています。



問 18 で鑑賞したものを答えた方におたずねします。

問 19 あなたは、誰と一緒に鑑賞しましたか。(当てはまるすべてに○)

「1人」が 46.3% で最も高く、次いで「配偶者」が 41.3%、「家族」が 34.3% と続いています。

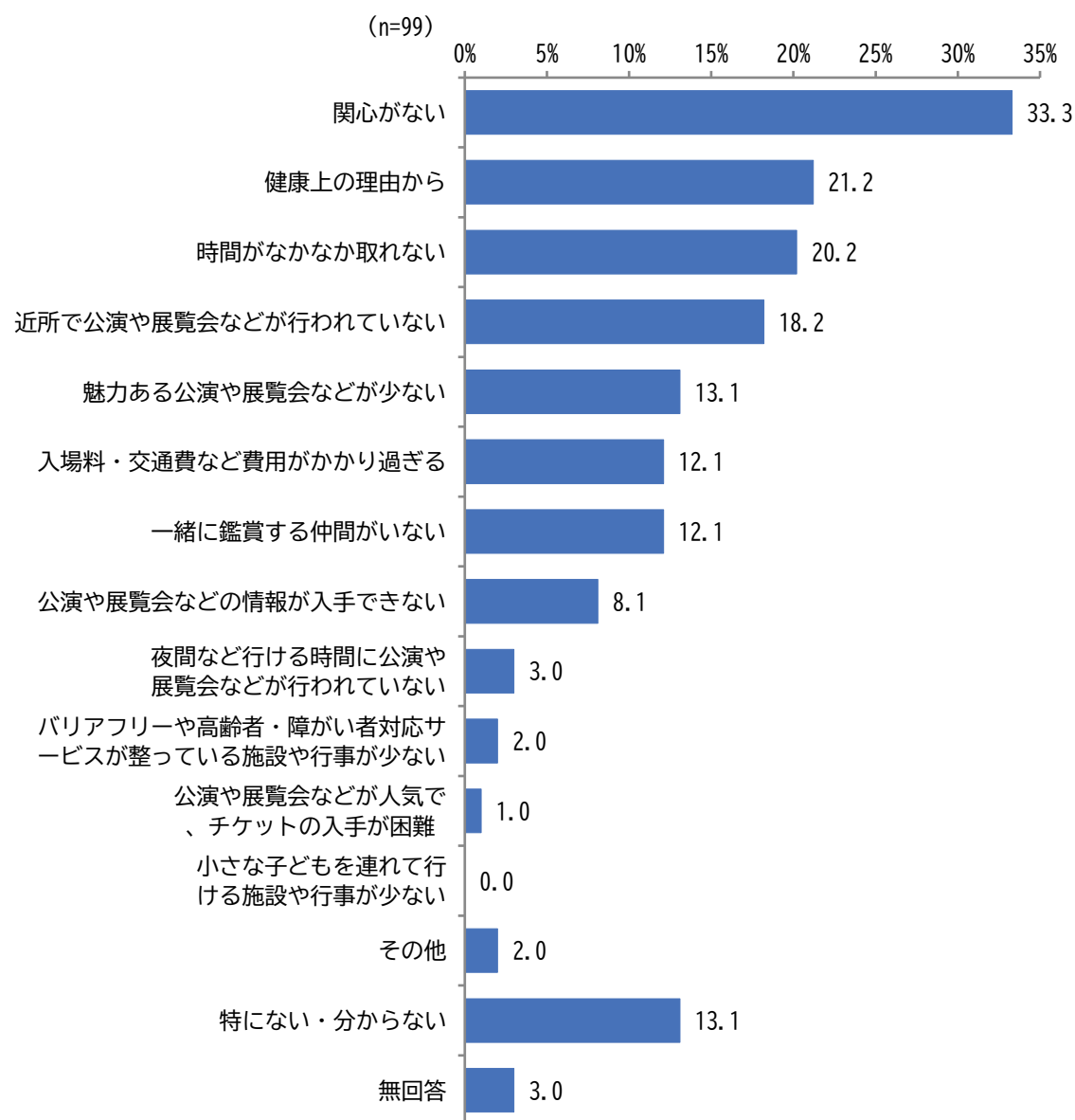


問 18 で「鑑賞したものはない」と答えた方におたずねします。

問 20 あなたが鑑賞しなかった理由は何ですか。（当てはまるすべてに○）

「関心がない」が 33.3%で最も高く、次いで「健康上の理由から」が 21.2%、「時間がなかなか取れない」が 20.2%、「近所で公演や展覧会などが行われていない」が 18.2%、「魅力ある公演や展覧会などが少ない」が 13.1%と続いています。

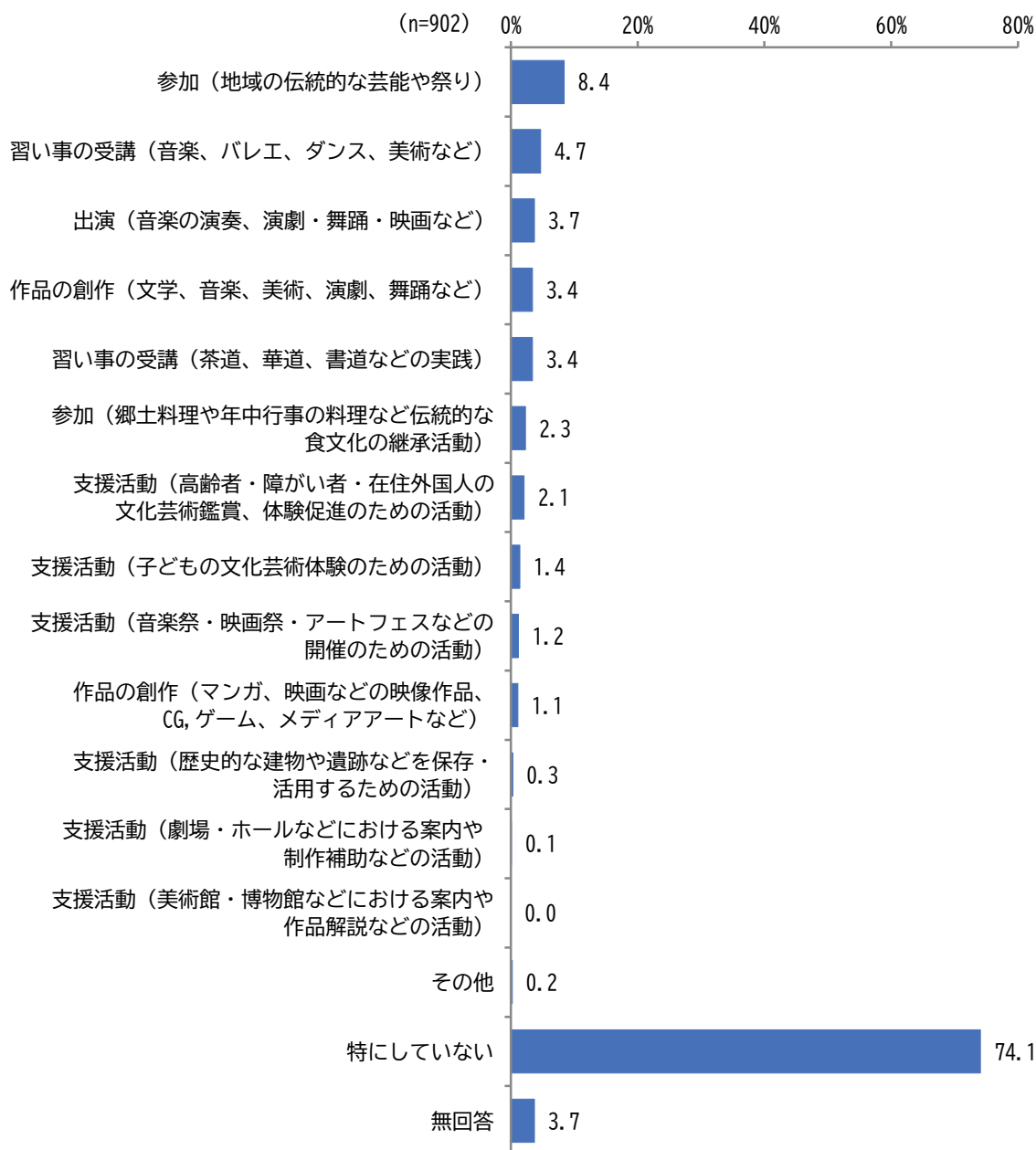
また、「特にない・わからない」が 13.1%となっています。



問 21 あなたは、この 1 年間に、自分で文化芸術活動を実践したり、ボランティアとして活動を支援したりしましたか。また、何を行いましたか。（当てはまるすべてに○）

実践した文化芸術活動の内容は、「参加（地域の伝統的な芸能や祭り）」が 8.4%、「習い事の受講（音楽、バレエ、ダンス、美術など）」が 4.7%、「出演（音楽の演奏、演劇・舞踊・映画など）」が 3.7%と続いています。

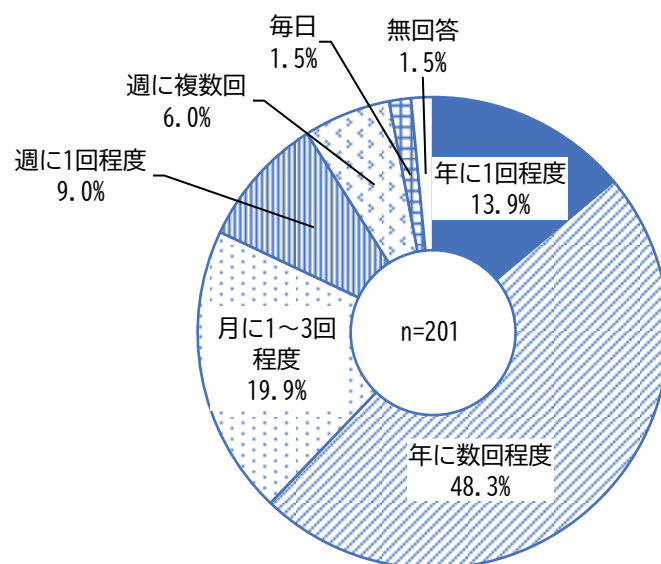
「特にしていない」が 74.1%で最も高く、何らかの文化芸術活動を行っている人の割合は低くなっています。



問 21 で文化芸術活動の内容を答えた方におたずねします。

問 22 あなたは、この 1 年間に、どのくらいの頻度で文化芸術活動を行いましたか。(1 つに○)

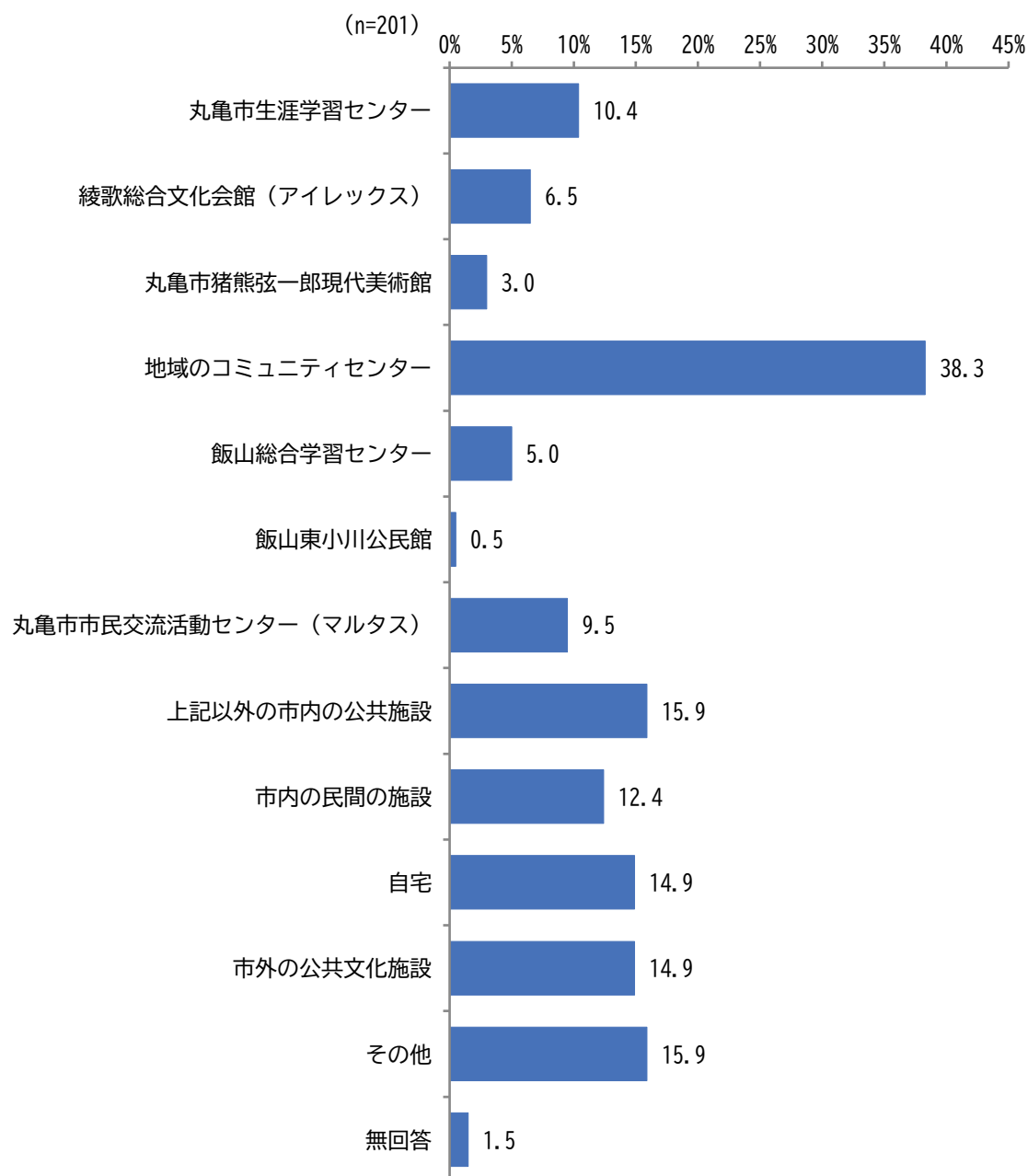
「年に数回程度」が 48.3% で最も高く、次いで「月に 1～3 回程度」が 19.9%、「年に 1 回程度」が 13.9% と続いています。



問 21 で文化芸術活動の内容を答えた方におたずねします。

問 23 あなたの、主な活動場所はどこですか。(当てはまるすべてに○)

「地域のコミュニティセンター」が 38.3%で最も高く、その割合は突出しています。次いで「上記以外の市内の公共施設」が 15.9%、「自宅」「市外の公共文化施設」がともに 14.9%、「市内の民間の施設」が 12.4%と続いています。

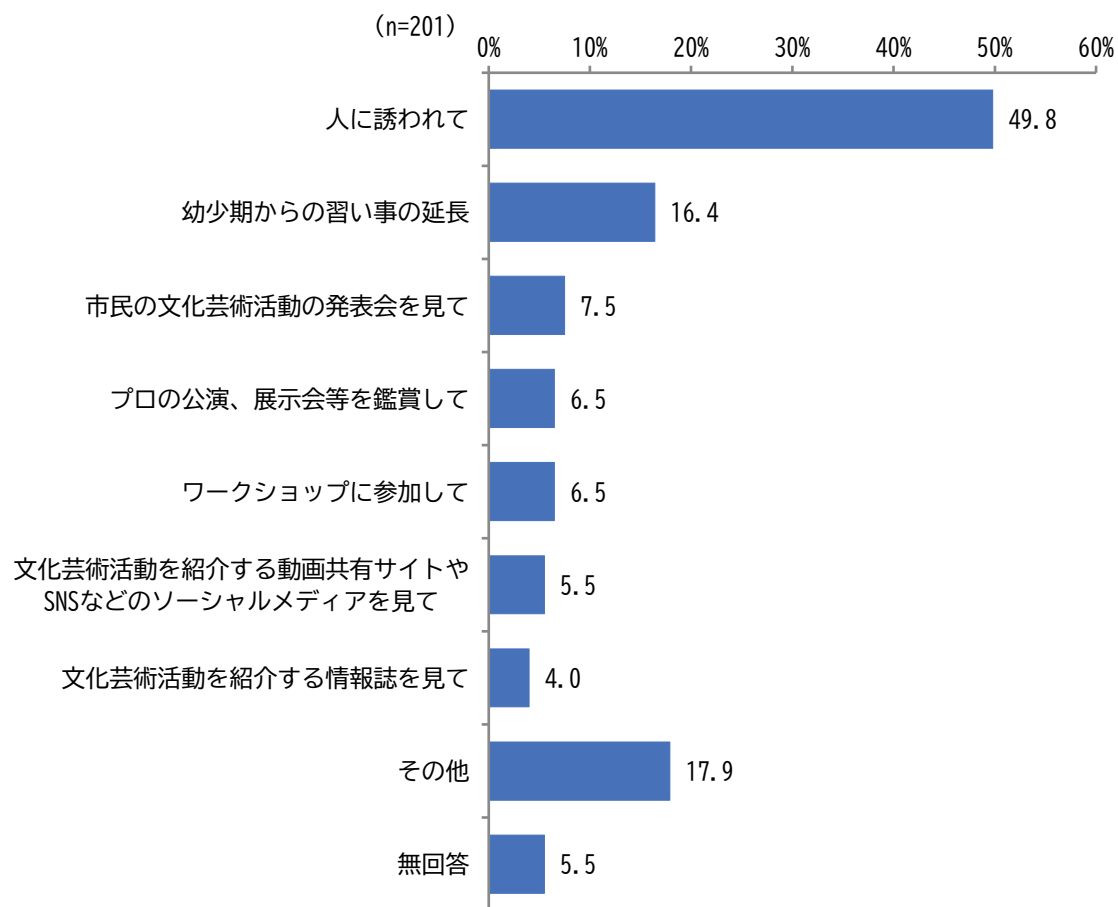


(2) 文化芸術活動をはじめた理由

問 21 で文化芸術活動の内容を答えた方におたずねします。

問 24 あなたが、文化芸術活動をはじめた理由を教えてください。(当てはまるすべてに○)

「人に誘われて」が 49.8%で最も高く、その割合は突出しています。次いで「幼少期からの習い事の延長」が 16.4%、「市民の文化芸術活動の発表会を見て」が 7.5%と続いています。

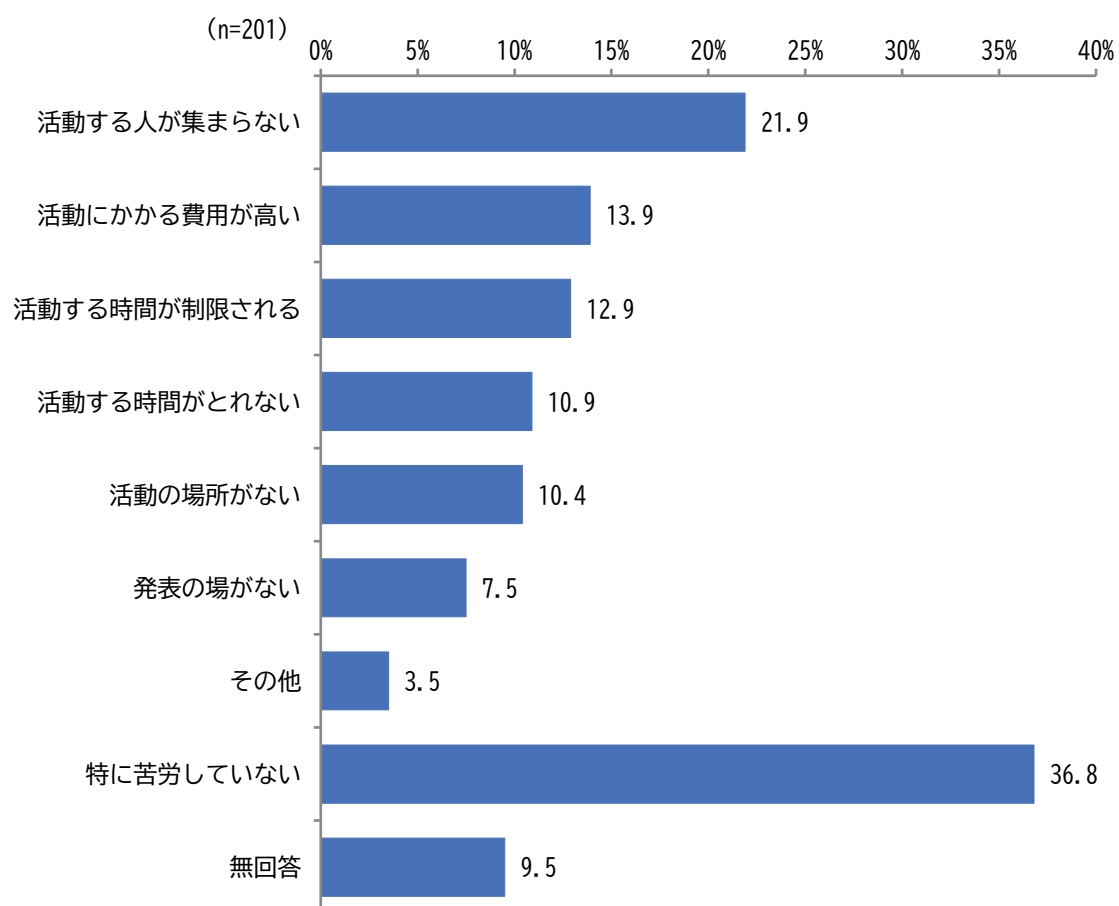


(3) 文化芸術活動をする上で苦勞していること

問 21 で文化芸術活動の内容を答えた方におたずねします。

問 25 あなたが、活動を行うにあたり、苦勞していることがありましたら、その理由を含めてお答えください。(当てはまるすべてに○)

苦勞している内容については「活動する人が集まらない」が 21.9%、「活動にかかる費用が高い」が 13.9%、「活動する時間が制限される」が 12.9%と続いています。一方、「特に苦勞していない」は 36.8%で最も高くなっています。

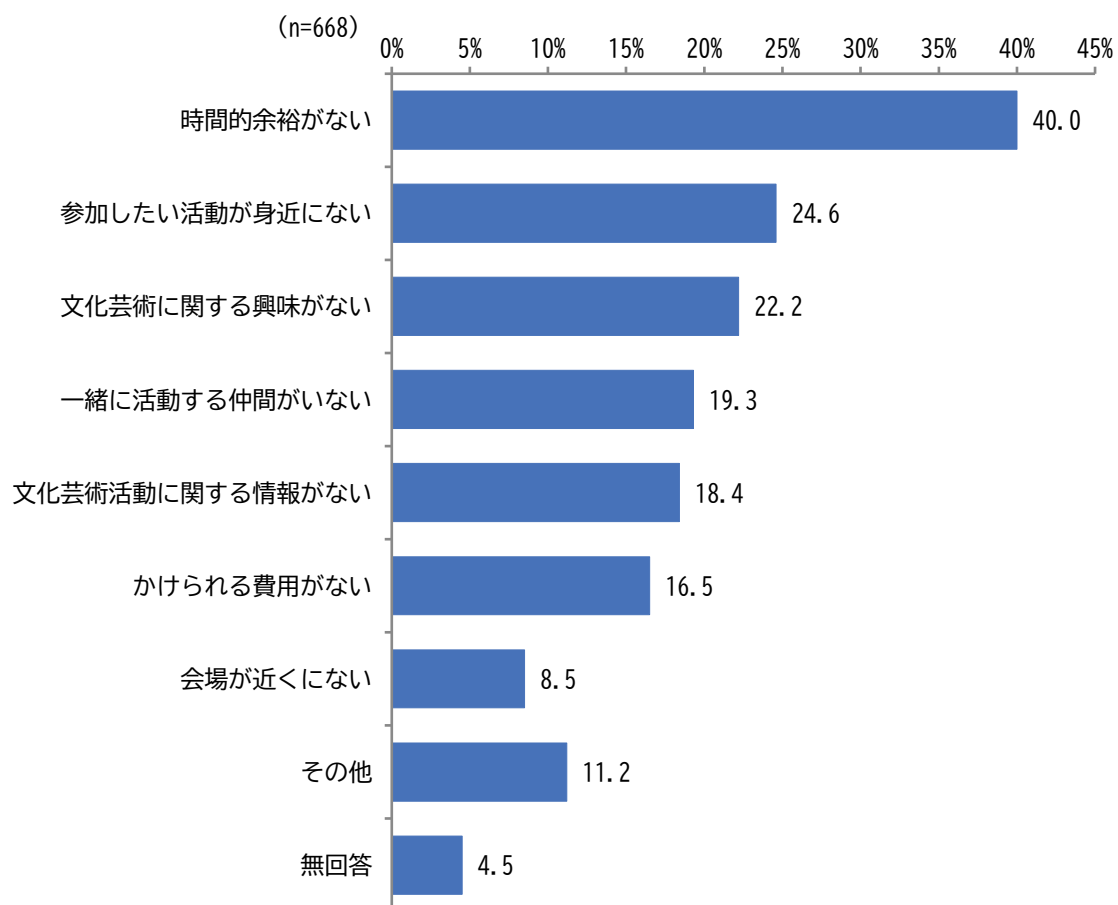


(4) 文化芸術活動をしていない理由

問 21 で「特にしていない」と答えた方におたずねします。

問 26 あなたが、文化芸術活動をしていない理由を教えてください。

「時間的余裕がない」が 40.0%で最も高く、次いで「参加したい活動が身近にない」が 24.6%、
「文化芸術に関する興味がない」が 22.2%と続いています。



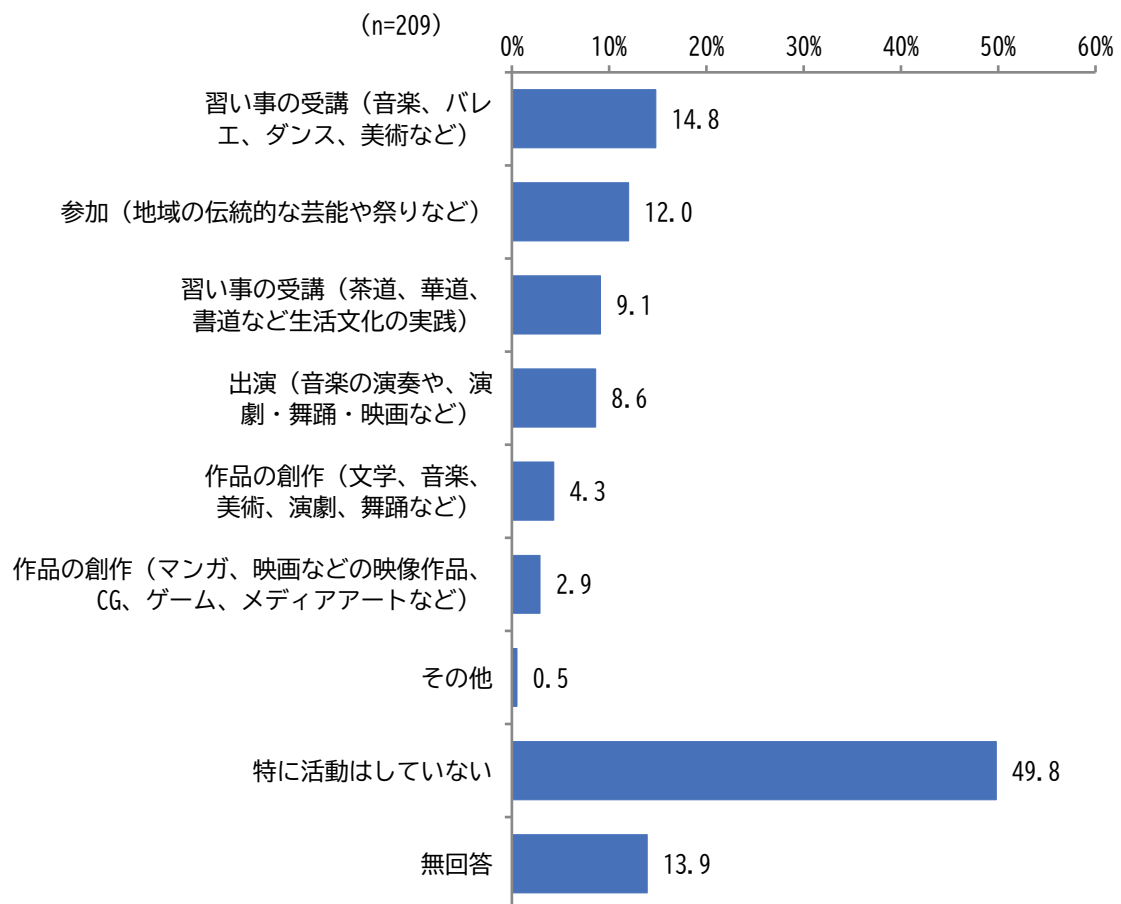
5 子どもの文化活動について

(1) 子どもの文化芸術活動の状況

18歳以下の子どもがいる方におたずねします。

問 27 あなたと同居している高校生以下の子どもは、学校以外で、この1年間で、文化芸術活動をしたことはありますか。また、何をしましたか。(当てはまるすべてに○)

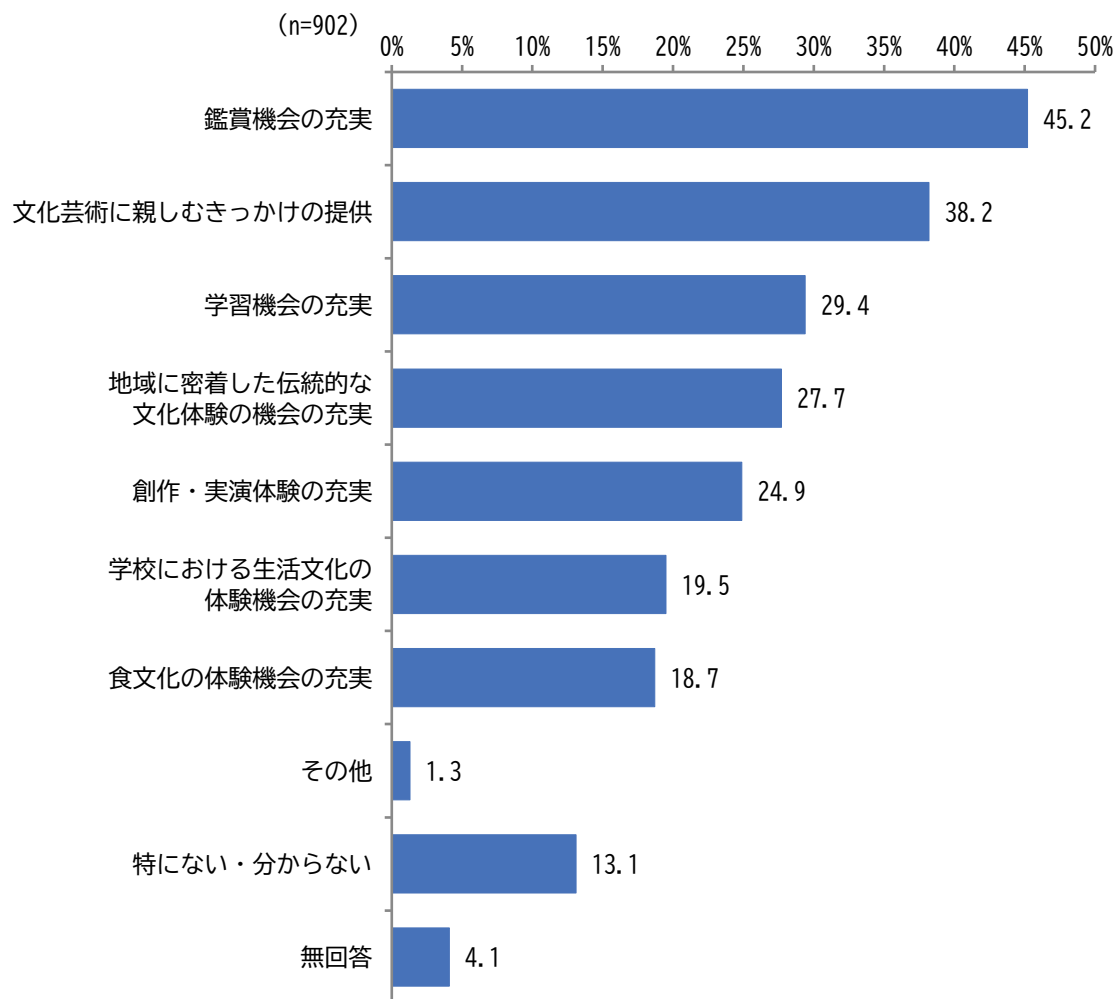
文化芸術活動の内容としては、「習い事の受講(音楽、バレエ、ダンス、美術など)」が 14.8%、「参加(地域の伝統的な芸能や祭りなど)」が 12.0%、「習い事の受講(茶道、華道、書道などの生活文化の実践)」が 9.1%と続いています。一方、「特に活動はしていない」は 49.8%で最も高くなっています。



(2) 子どもの文化芸術体験について重要なこと

問 28 あなたは、子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか。(3つまで○)

「鑑賞機会の充実(学校や地域の文化施設における公演や展示など)」が45.2%で最も高く、次いで「文化芸術に親しむきっかけの提供(音楽祭や演劇祭など、地域の文化的行事)」が38.2%、「学習機会の充実(地域の美術、歴史的な建物や遺跡などについて)」が29.4%と続いています。

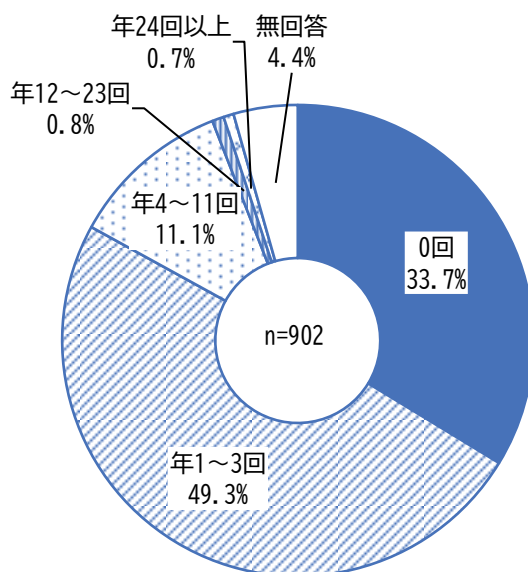


6 文化的な環境について

(1) 文化施設の利用状況

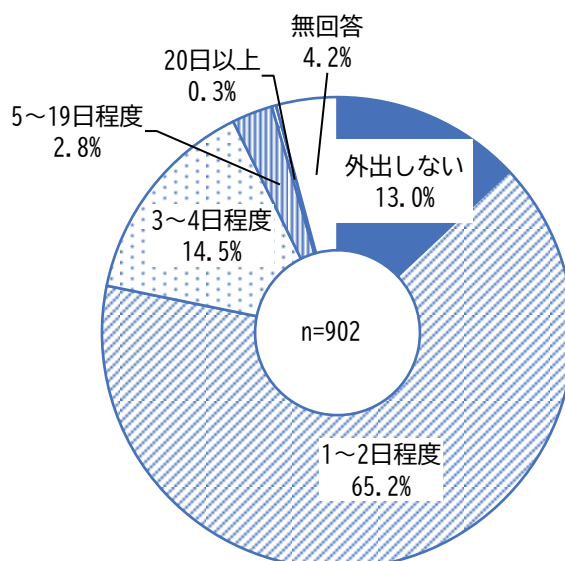
問 29 あなたは、この 1 年間で、鑑賞のために、文化施設（映画館、ホール・劇場、美術館、博物館）を何回利用しましたか。（1 つに○）

「年 1～3 回」が 49.3%で最も高く、次いで「0 回」が 33.7%、「年 4～11 回」が 11.1%と続いています。



問 30 あなたは、魅力的なイベントが開催されている場所があったら、1 か月で何日程度外出すると思いますか。（1 つに○）

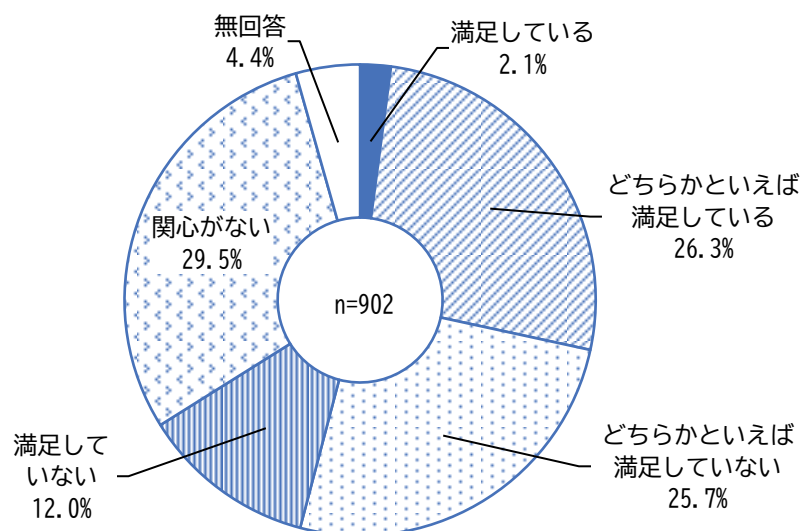
「1～2 日程度」が 65.2%で最も高く、次いで「3～4 日程度」が 14.5%、「外出しない」が 13.0%と続いています。



(2) 地域の文化的環境について

問 31 あなたは、お住まいの地域の文化的な環境に満足していますか。(1 つに○)

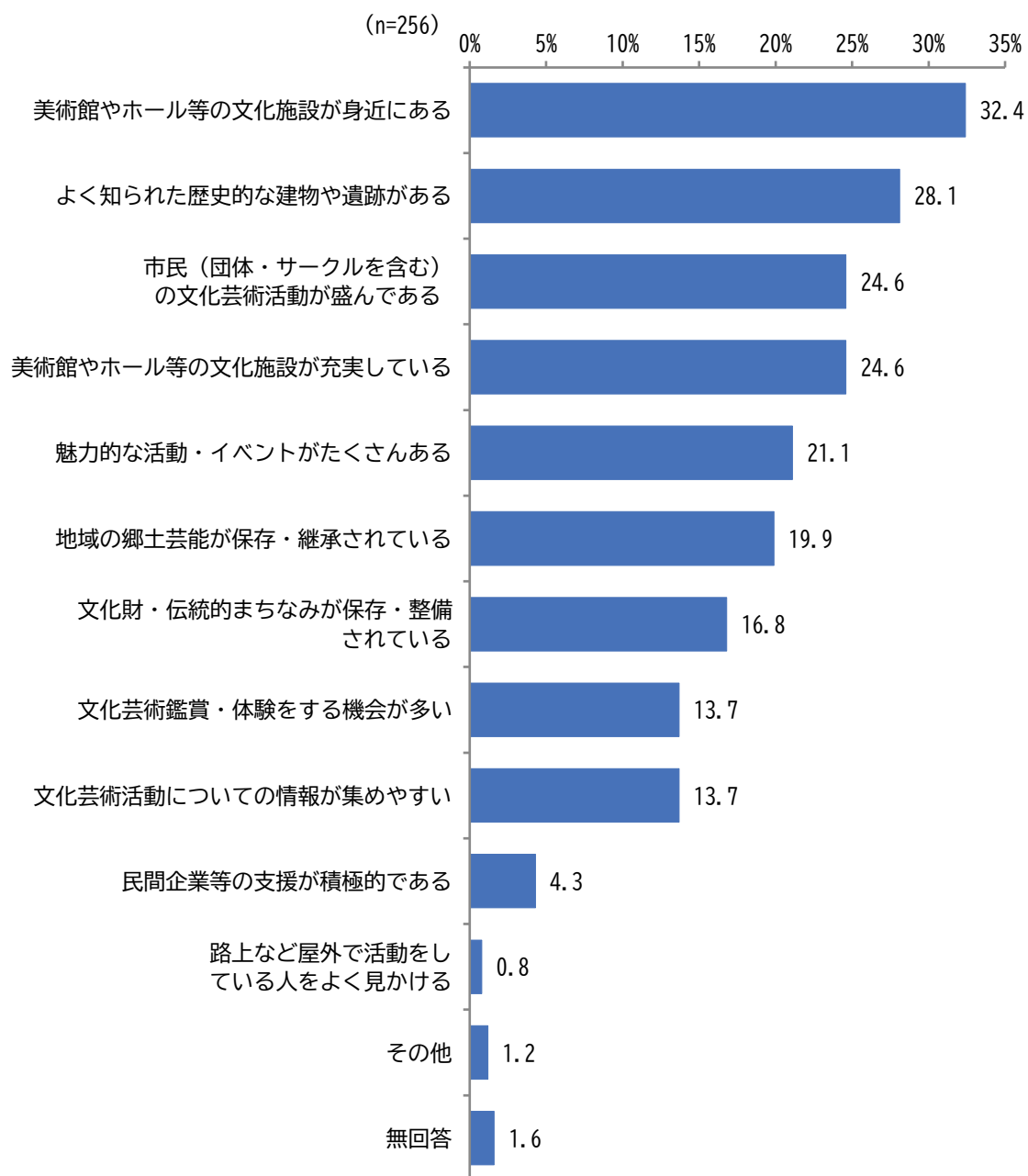
「関心がない」が 29.5%で最も高く、次いで「どちらかといえば満足している」が 26.3%、「どちらかといえば満足していない」が 25.7%と続いています。「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計は 28.4%、「どちらかといえば満足していない」と「満足していない」の合計は 37.7%となっており、地域の文化的な環境に満足していないと感じている人の割合が上回っています。



問 31 で「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた方におたずねします。

問 32 お住まいの地域の文化的な環境の満足しているところは何ですか。(当てはまるすべてに○)

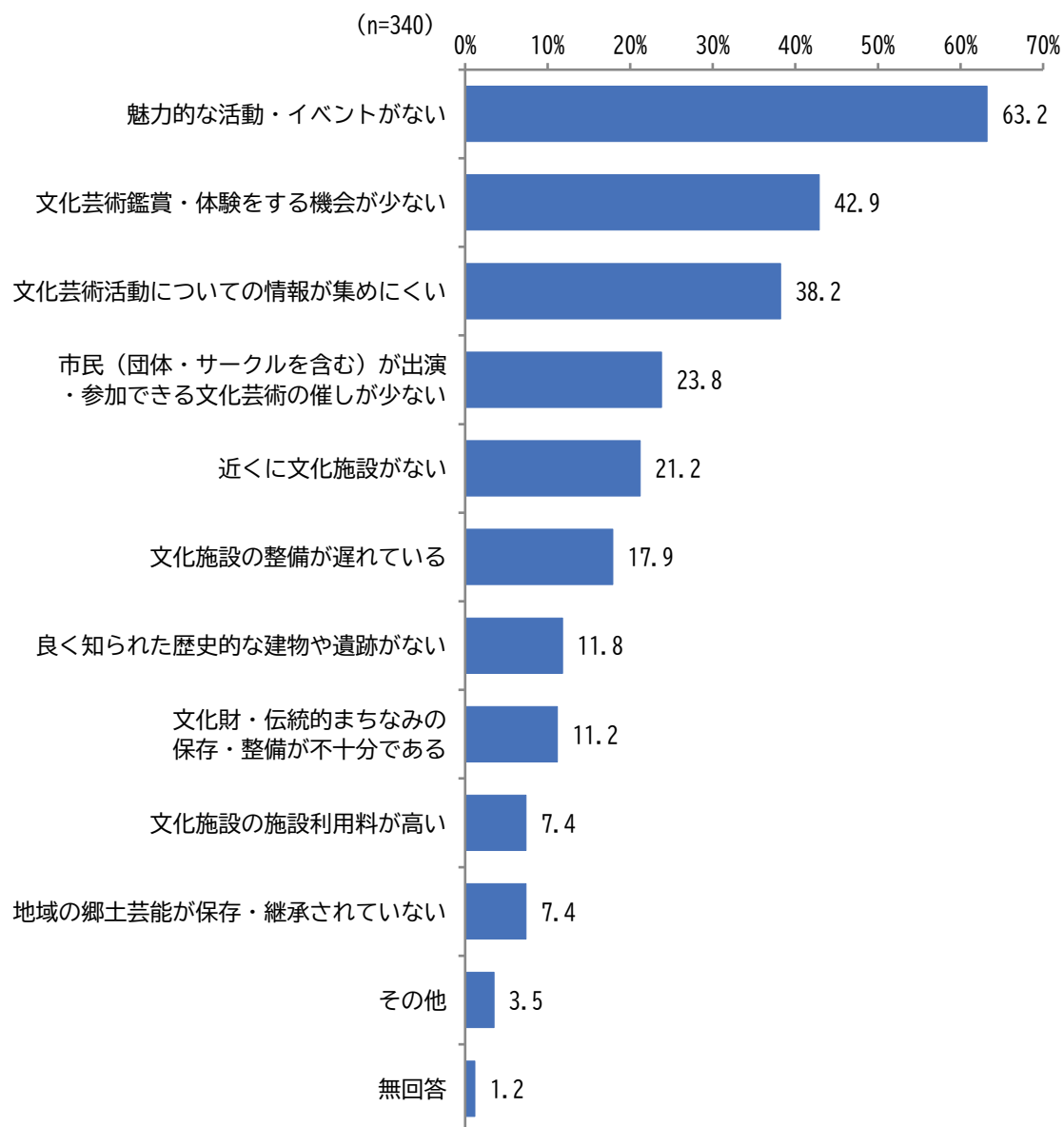
「美術館やホール等の文化施設が身近にある」が 32.4%で最も高く、次いで「よく知られた歴史的な建物や遺跡がある」が 28.1%、「市民(団体・サークルを含む)の文化芸術活動が盛んである」「美術館やホール等の文化施設が充実している」がともに 24.6%と続いています。



問 31 で「どちらかといえば満足していない」「満足していない」と答えた方におたずねします。

問 33 お住まいの地域の文化的な環境の満足していないところは何ですか。(当てはまるすべてに○)

「魅力的な活動・イベントがない」が63.2%で最も高く、次いで「文化芸術鑑賞・体験をする機会が少ない」が42.9%、「文化芸術活動についての情報が集めにくい」が38.2%と続いています。

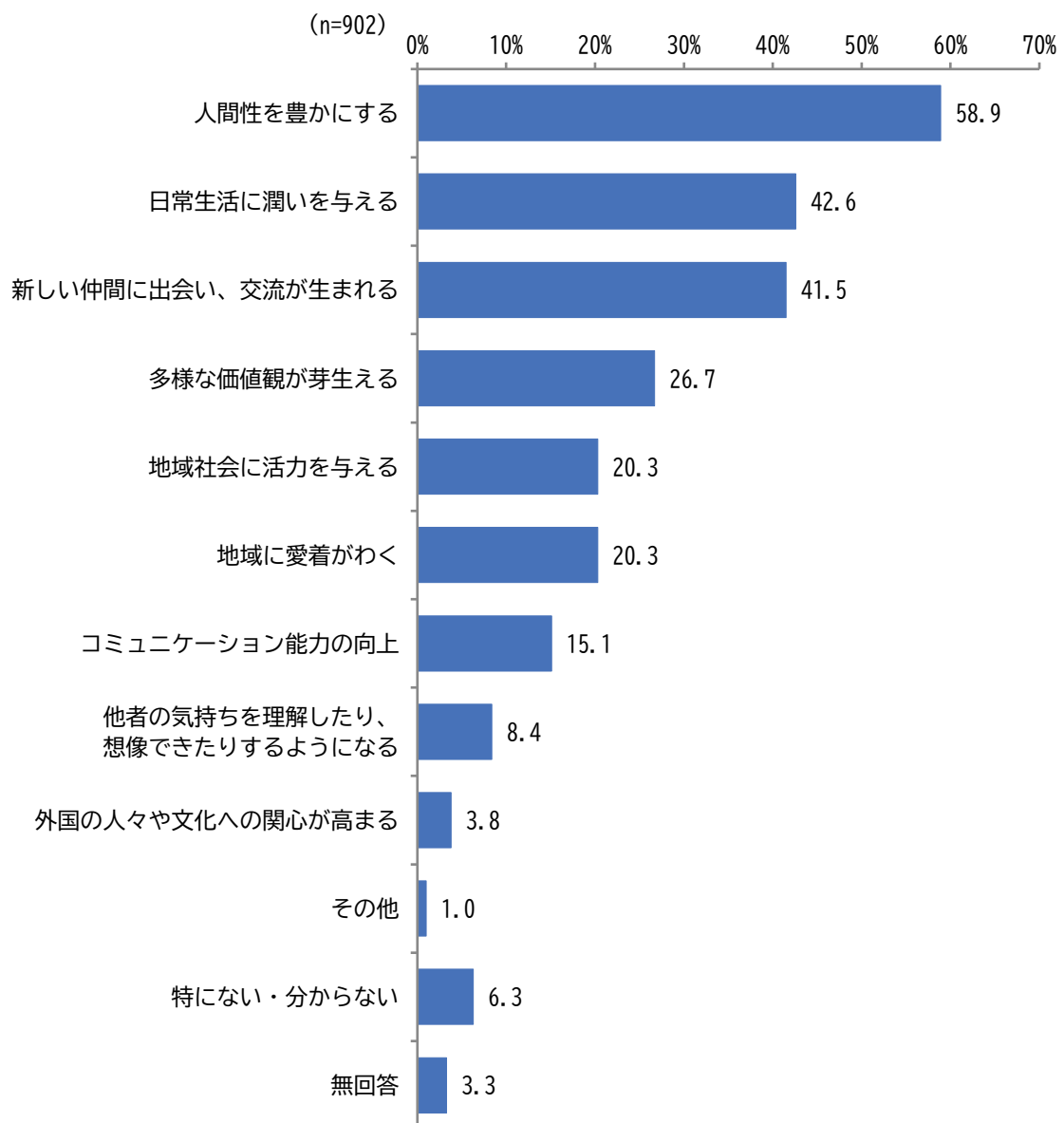


7 文化芸術と地域活動について

(1) 文化芸術が地域にもたらす効果

問 34 あなたは、文化芸術が人や地域にもたらす効果には何があると思いますか。(3つまで○)

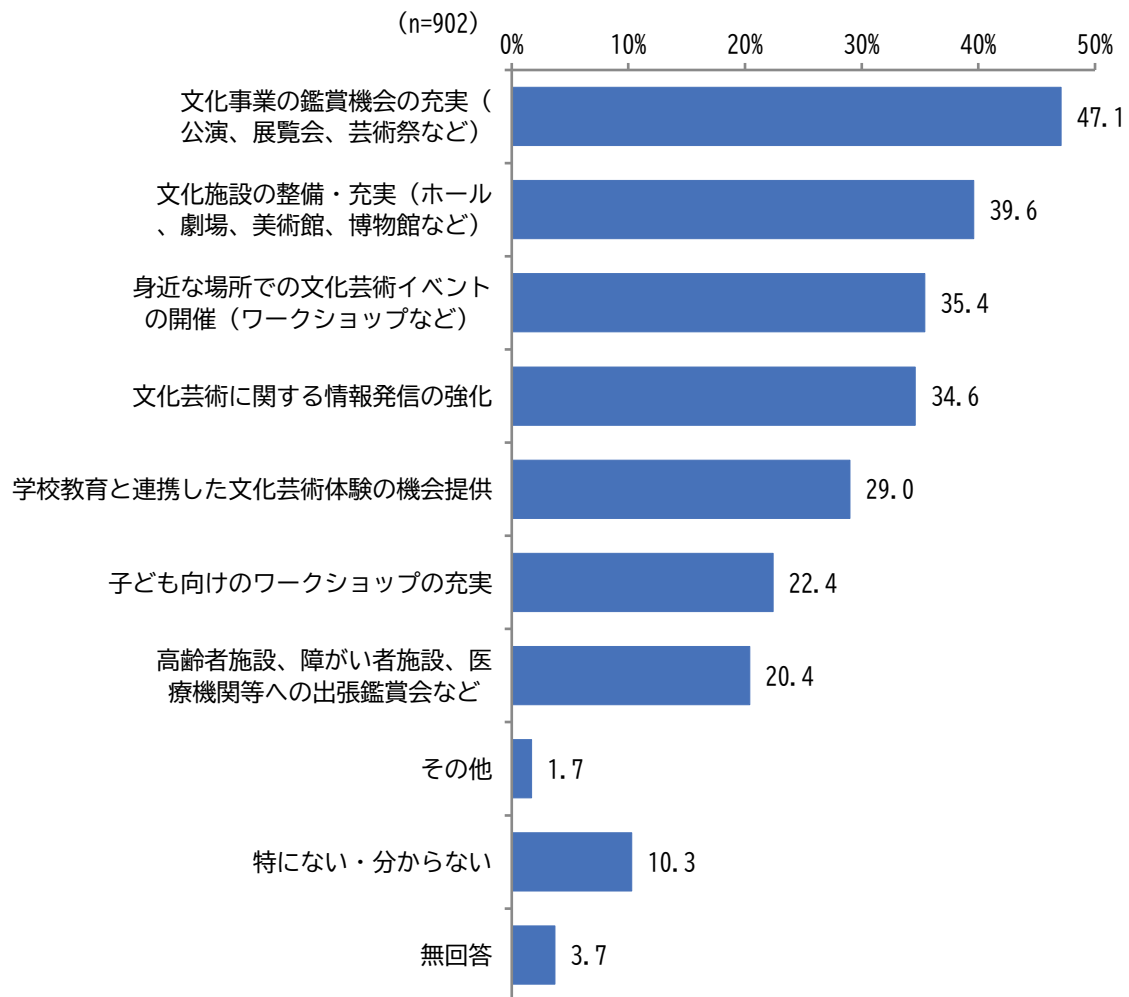
「人間性を豊かにする」が 58.9%で最も高く、次いで「日常生活に潤いを与える」が 42.6%、「新しい仲間に出会い、交流が生まれる」が 41.5%と続いています。



(2) 文化芸術に関して丸亀市が取り組むべきこと

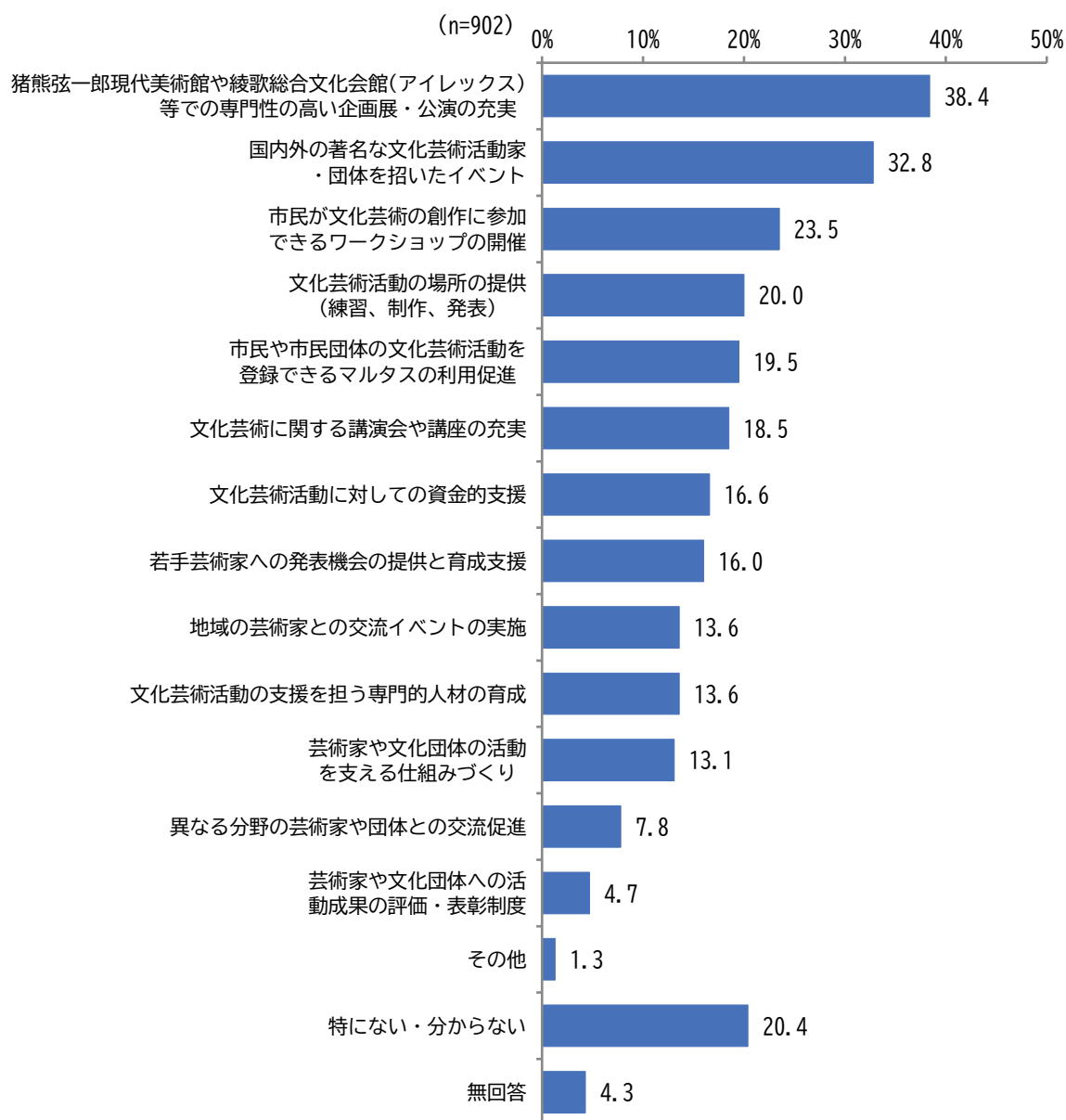
問 35 あなたは、誰もが文化芸術に触れる機会を拡充するために、丸亀市が取り組むものとして、何が必要だと思いますか。(当てはまるすべてに○)

「文化事業の鑑賞機会の充実(公演、展覧会、芸術祭など)」が47.1%で最も高く、次いで「文化施設の整備・充実(ホール、劇場、美術館、博物館など)」が39.6%、「身近な場所での文化芸術イベントの開催(ワークショップなど)」が35.4%と続いています。



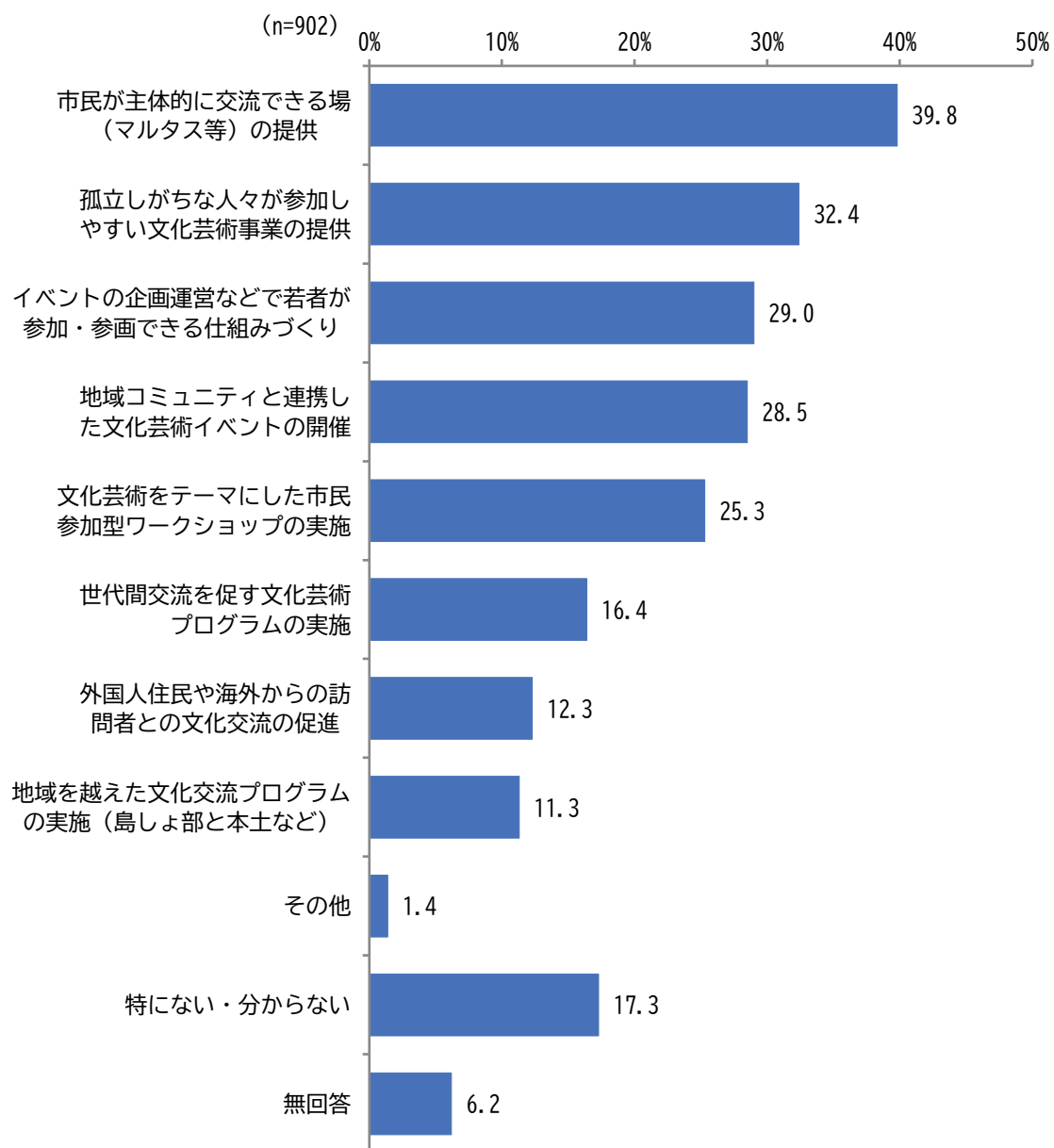
問 36 あなたは、多様な文化芸術が創造されるために、丸亀市が取り組むものとして、何が必要だと思いますか。（当てはまるすべてに○）

「猪熊弦一郎現代美術館や綾歌総合文化会館(アイレックス)等での専門性の高い企画展・公演の充実」が 38.4%で最も高く、次いで「国内外の著名な文化芸術活動家・団体を招いたイベント」が 32.8%、「市民が文化芸術の創作に参加できるワークショップの開催」が 23.5%と続いています。



問 37 あなたは、文化芸術を通じて多様なつながりが生まれるために、丸亀市が取り組むものとして、何が必要だと思いますか。（当てはまるすべてに○）

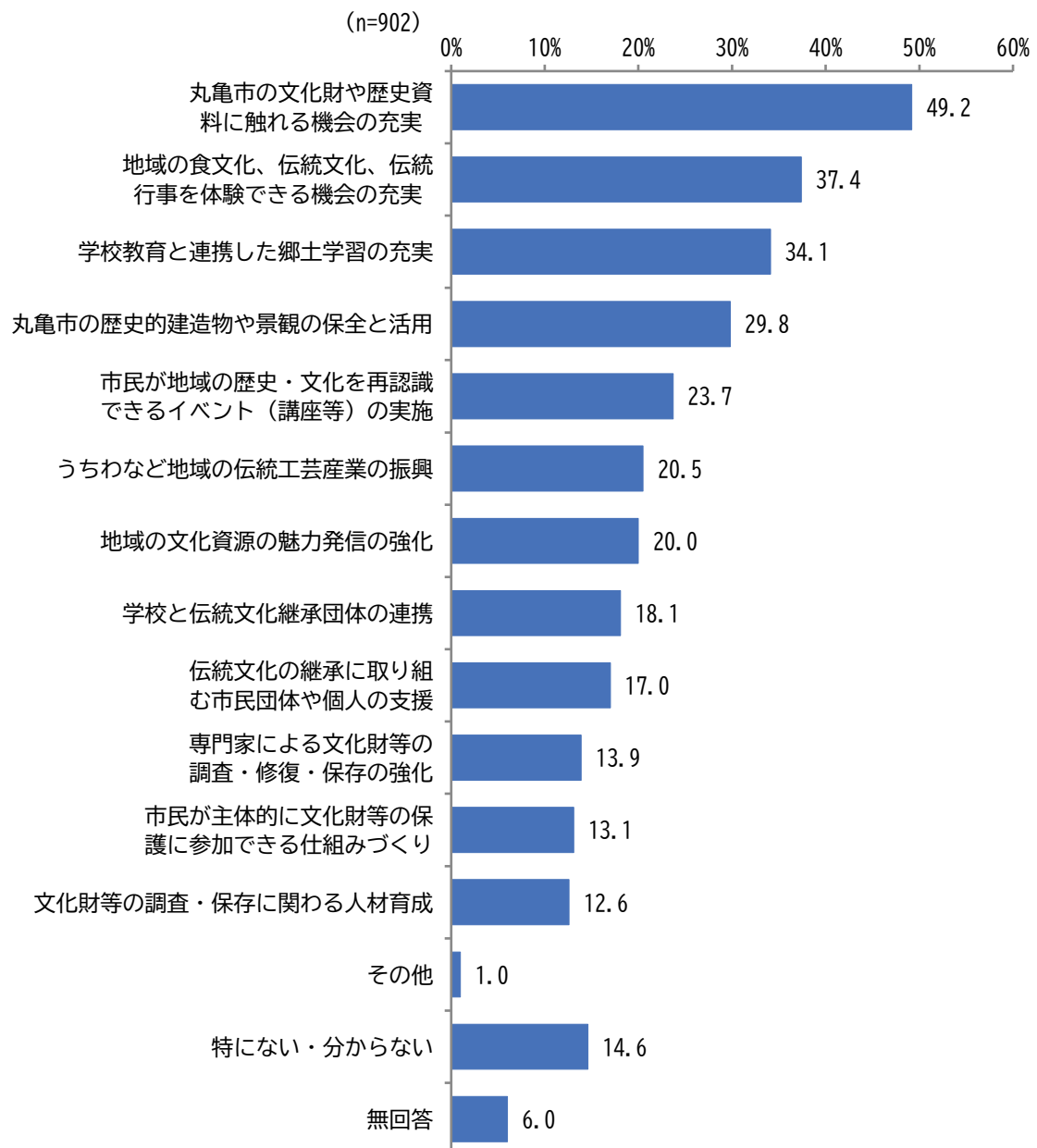
「市民が主体的に交流できる場（マルタス等）の提供」が39.8%で最も高く、次いで「孤立しがちな人々が参加しやすい文化芸術事業の提供」が32.4%、「イベントの企画運営などで若者が参加・参画できる仕組みづくり」が29.0%と続いています。



(3) 地域の歴史・文化の継承・発展に必要なこと

問 38 あなたは、地域の歴史・文化が継承・発展していくために、何が必要だと思いますか。(当てはまるすべてに○)

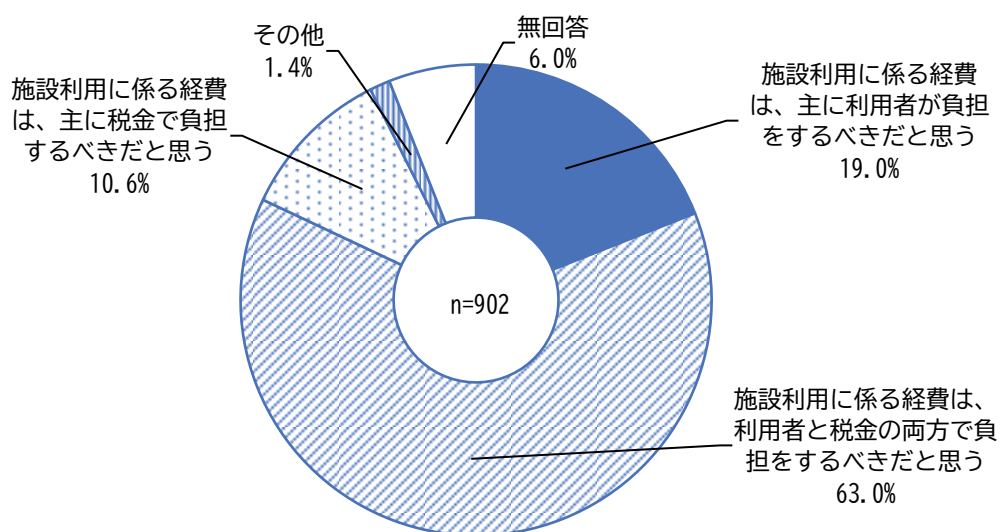
「丸亀市の文化財や歴史資料に触れる機会の充実」が 49.2%で最も高く、次いで「地域の食文化、伝統文化、伝統行事を体験できる機会の充実」が 37.4%、「学校教育と連携した郷土学習の充実」が 34.1%、「丸亀市の歴史的建造物や景観の保全と活用」が 29.8%、「市民が地域の歴史・文化を再認識できるイベント(講座等)の実施」が 23.7%と続いています。



(4) 施設運営の経費負担について

問 39 現在、公共の生涯学習施設の維持・運営には皆様の税金が使われています。今後も施設を維持・運営していくために、施設の利用者に一定の利用料金（施設利用料や観覧料等）を負担していただくことで、施設の維持・運営経費の一部に充てる「受益者負担」という考え方があります。このことについて、あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

「施設利用に係る経費は、利用者と税金の両方で負担するべきだと思う」が 63.0%で最も高く、次いで「施設利用に係る経費は、主に利用者が負担するべきだと思う」が 19.0%、「施設利用に係る経費は、主に税金で負担するべきだと思う」が 10.6%と続いています。



自由記載：これからの丸亀市の文化芸術について、現状や課題、目指すべきまちのイメージ等について、ご意見があればご自由にご記入ください。

自由意見については、合計 165 件の意見が寄せられました。内訳は以下の通りとなっています。

意見の内容	件数
イベントや行事の開催について	43
文化芸術に関する取組について	35
まちづくりについて（交通、生活環境、行政など）	31
施設について（新設、修繕、料金等）	23
情報発信について	18
その他	15
合計	165

第二次丸亀市文化芸術基本計画

令和 8 年 4 月 1 日 策定（予定）

編集・発行 丸亀市協働推進部まなび文化課

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

TEL 0877-24-8822

FAX 0877-24-8863

無断転載・複製を禁じます